

建産連 ニュース

'15/4
No. 144



建産連ニュース・目次

◆巻頭言	「伊能忠敬に学び、この厳しい時代を乗り越えよう」(坂本克己)	2
◆行政情報		
1.	平成27年度埼玉県当初予算案の概要について	3
2.	担い手3法の適切な運用による建設産業の担い手の確保・育成に向けて	10
3.	建築士法の改正について	20
◆県内プロジェクト紹介		
1.	「西部地域振興ふれあい拠点施設」の整備について	22
2.	「さいたま新都心」の整備状況について	24
3.	大宮駅周辺と西口のまちづくりについて	26
◆告知板		
	同族企業の同一入札への参加制限について	28
	建設業担い手育成事業について	30
◆スキルアップコーナー		
1.	総合評価方式・ワンポイント講座	31
2.	講習会のご案内	33
◆防災コーナー		
	防災への取り組み	34
◆建産連だより		
1.	連合会の動き	36
2.	連合会日誌	37
◆会員だより		
1.	会員からのお知らせ	38
2.	女性から一言	42
◆編集後記	44

表紙の写真：ガイドブック「埼玉モダンたてももの-きまぐれ散歩」から（埼玉県県民生活部文化振興課）

「宮代町立笠原小学校」(宮代町)

赤っぽい色をした柱や壁、黒い瓦屋根が目を引く竜宮城のような校舎は象設計集団による設計。柱や壁の色は、実は宮代町特産のぶどうの色をイメージしたものです。このぶどう色は、塗ったのでなく生コンクリートに色を混ぜて固めたものとか。学校中の柱に、「おおきなくりのきのしたで」などたくさんの童謡の歌詞、ことわざや47都道府県の名前などが彫られ、自然と知識が身につく工夫がされています。

児童は裸足で授業を受けています。実際に裸足になってみましたが、廊下は日光を浴びて温められたのか、思ったほど冷たさを感じず、心地よい感触。

校内は、児童の学びの場の他、高齢者、障害者、児童などの交流の場「陽だまりサロン」もあります。笠原小学校は単なる学校にとどまらず、ひとつの「まち」というコンセプトが大きな特徴です。

(所在地・連絡先) 宮代町百間 1105 TEL 0480-34-8480

※子どもたちの学び舎です。内部見学は事前に学校へ問い合わせてください。

※「埼玉モダンたてももの-きまぐれ散歩」は冊子の他、Webでもご覧いただけます。

埼玉モダンたてももの で検索!

公式サイト <http://tatemono.art-saitama.jp/>

facebook <https://www.facebook.com/tatemono.art.saitama>

twitter <https://twitter.com/tatemonosaitama>

※埼玉県内のモダンな建物にまつわるストーリーやエピソードなどを、埼玉県県民生活部文化振興課で募集中。情報をお持ちの方は、埼玉県県民生活部文化振興課までメール(a2875-04@pref.saitama.lg.jp)にてお知らせください。

巻頭言

伊能忠敬に学び、この厳しい 時代を乗り越えよう



坂本克己

本年は、埼玉県測量設計業協会が発足して、丁度45年目となる。

昭和45年に趣旨を同じくする10社が集まり埼玉県測量業協会を設立したのが最初で、50年に社団法人となり、55年に測量業務のみではなく、協会名も埼玉県測量設計業協会と改称し、設計業務にも力を入れることとなった。そして、平成23年には法改正により一般社団法人となり、今日に至っている。

昨年度末をもって、法人移行の義務的業務である公益目的支出計画も終了し、平成26年度からは名実ともに一般社団法人埼玉県測量設計業協会として、会員優位な独自の施策を展開しているところである。

また、本年は、測量技術者の草分け的存在である伊能忠敬の生誕270年にあたる年である。

延享2年（1745）1月11日に生まれた伊能忠敬は、50歳の折、下総国佐原村の家業（酒造業）を長男に譲り、江戸に出て、暦学者である高橋至徳の弟子となり、天文暦学を志している。

その折、地球の大きさに興味を覚え、緯度1度の距離を観測することから始めたのが日本全図完成のきっかけであったという。

忠敬は、深川黒江町（江東区門前仲町）の自宅から高橋至徳の住む浅草までの4.8キロの距離を毎日歩くことにより、正確な歩幅を生み出したという。その正確な歩測により、寛政12年（1800）から文化13年（1816）まで9回に渡り、それも55歳から71歳までの間、日本全国を測量したのであった。

人間50年、本来であれば楽隠居して書歌などを楽しむ歳に心機一転、新しいことに志す熱意に頭が下がる思いである。

しかし、忠敬にとって、測量作業も楽しいものであったという。

彼の日誌によると、測量経路にある名所旧跡をはじめとして社寺については必ず探訪し、社寺においては、その縁起・由来を克明に記するとともに、自作の歌などを書き添えている。

また、性格においても、各村々に残る記録によると、大変ユーモアのある気さくな人であったとある。

忠敬にとって、社寺参拝等の楽しみが全国制覇という測量の糧であり、この気さくな性格が若い隊員達を引きつけたのであろう。

我々経営者としても、この人生の大先輩のチャレンジ精神を大いに学び、この厳しい時代を乗り切っていこうではないだろうか。

（一般社団法人 埼玉県測量設計業協会会長）

行政情報

1

平成27年度埼玉県当初予算案

一般会計1兆8289億円（5.7%増）

投資的経費は0.9%減

県の27年度当初予算（案）一般会計総額は、前年度当初比5.7%増の1兆8289億9800万円となった。特別会計と企業会計を合わせた総額は、2兆7029億2071万円で同5.8%の増。歳出款別では土木費が0.1%減の1085億6802万円、性質別の投資的経費では0.9%減の1567億円となった。

27年度の予算編成に際しては、安心・成長・自立自尊の埼玉実現に向け、3大プロジェクトをはじめ、5ヶ年計画の12戦略にある施策へ限られた財源を重点的に配分。

公共事業については、直轄事業負担金の減少から4.4%の減となったが、県単独事業を34億円増加させたことから、直轄負担を除く公共事業は4.3%の増となっている（表参照）。

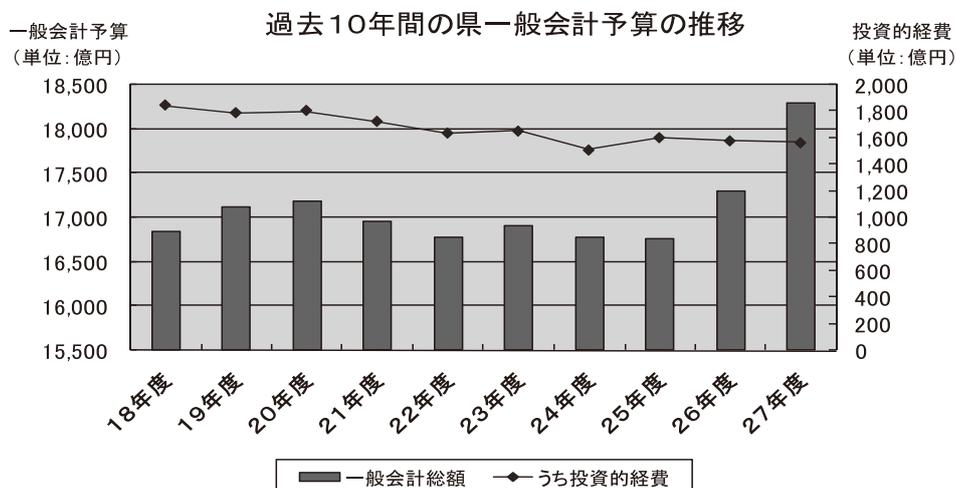
投資的経費は、西部地域振興ふれあい拠点整

備の完了と公共事業の減少から、全体で14億円、0.9%の減少となった。

主要事業のうち大規模災害の備えでは、幹線道路ネットワーク整備に59億6000万円を計上、未接続となっている箇所を整備するほか、緊急輸送道路の機能確保では、橋梁の耐震補強実施へ43億5800万円、閉塞建築物耐震化促進に2億2000万円、交差する鉄道高架橋耐震化に2900万円を確保した。

（単位：億円）

年 度	一般会計総額	うち投資的経費
18年度	16,831	1,847
19年度	17,108	1,790
20年度	17,181	1,807
21年度	16,959	1,726
22年度	16,764	1,639
23年度	16,899	1,654
24年度	16,777	1,513
25年度	16,757	1,605
26年度	17,298	1,581
27年度	18,289	1,567



県営水道では、水処理施設・送水管路の耐震化、備蓄施設整備、自家用発電設備の拡充と、新規で水総合管理システムの構築が挙げられる（93億400万円）。流域下水道には、水処理施設などの地震対策と老朽化対策の実施に169億1000万円が計上された。

防災関連公共事業の推進では、118億7900万円で大規模化する台風や局地的大雨による浸水被害軽減対策や土砂災害対策の推進、地震による被災後の洪水に備えた水門の耐震診断、耐震補強工事、森林管理道路整備事業・治山事業による落石防止対策、農地防災事業の推進などを実施する。

安全な水の安定的な供給では、着工した八ツ場ダムの建設推進とともに、吉見浄水場の拡張事業に着手するための調査設計費が予算化。既

存建築物の耐震化では、県立学校の体育館・ホールなどの大規模空間について、天井などの非構造部材の耐震対策工事や、市町村の避難所などに位置付けられている食堂兼合宿所などの耐震補強工事などを実施する（20億5100万円）。民間大規模建築物の耐震化については、診断に対する助成に2億2900万円、新規で有床診療所や病院のスプリンクラーなどの整備補助に12億4600万円が予算化された。

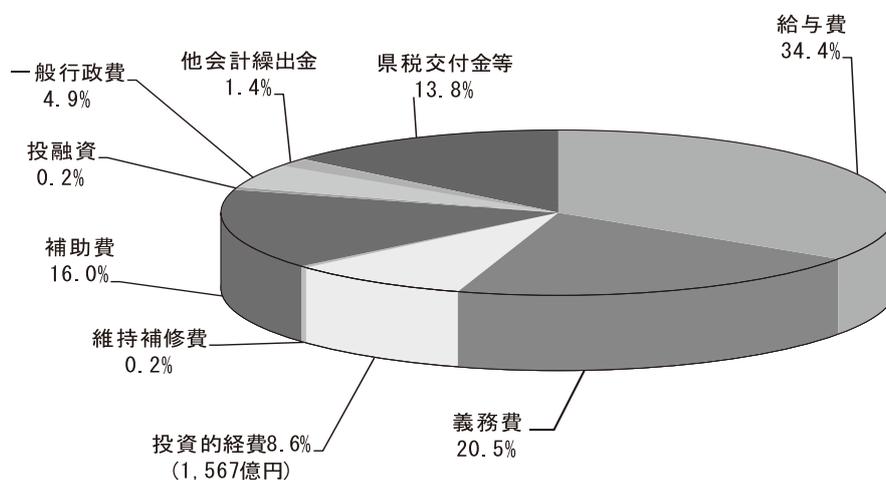
警察の活動基盤強化では、岩槻警察署改築に4カ年継続で34億5900万円が、所沢警察署改築は調査設計費に1億6900万円、朝霞警察署改築は移転用地購入費に23億6500万円が予算化された。

各部局別の予算は次のとおり。

(単位：千円、%)

区 分	平成27年度		平成26年度		比較増減	
	予算額	構成比	予算額	構成比	増減額	伸び率
給与費	628,354,649	34.4	628,056,531	36.3	298,118	0.1
義務費	375,680,858	20.5	352,475,270	20.4	23,205,588	6.6
投資的経費	156,737,524	8.6	158,141,177	9.1	△1,403,653	△0.9
維持補修費	3,009,115	0.2	2,548,438	0.2	460,677	18.1
補助費	293,517,888	16.0	279,417,054	16.2	14,100,834	5.0
投融資	3,766,506	0.2	10,435,797	0.6	△6,669,291	△63.9
一般行政費	88,952,155	4.9	80,027,871	4.6	8,924,284	11.2
他会計繰出金	25,935,020	1.4	26,675,327	1.5	△740,307	△2.8
県税交付金等	253,044,285	13.8	192,108,535	11.1	60,935,750	13.2
合 計	1,828,998,000	100.0	1,729,886,000	100.0	99,112,000	5.7

平成27年度一般会計予算案歳出性質割合



【県土整備部】

一般会計予算に対前年度比3・9%減となる865億2348万円を計上。災害への備えとして橋梁、治水、土砂災害対策の実施や、日常生活の安心安全確保として、歩道整備、交差点整備のほか、新規にリース方式による道路照明灯整備を進める。また、幹線道路ネットワーク整備では8路線を重点化したほか、東京都とのスクラム強化による道路整備を推進する。

主な事業は次のとおり。

◇橋梁耐震補強推進

27年度末までに緊急輸送道路の132橋梁について、橋脚補強、落橋防止装置を設置するほか、緊急輸送道路以外の橋梁の耐震補強工事も計画的に推進する。予算は43億5800万円で、国道125号栄橋（行田市）など81橋が対象。

◇橋梁の架け替え、鉄道立体交差化の推進

老朽化橋梁の架け替えと、円滑な交通を確保するため、道路と鉄道の立体交差化を進める。予算は50億4977万円で、県道伊勢崎深谷線上武大橋など25カ所が対象。

◇総合的な治水対策の推進

ゲリラ豪雨による浸水被害を軽減するため、

河川の整備を重点的に推進するほか、流域対策として、住宅などに雨水浸透マスを整備。さらに、上流域で発生している浸水被害の早期軽減のため、調整池整備を先行させ、上流の河川改修速度を上げる。予算は93億1081万円。

◇総合的な土砂災害対策の推進

県内には4219カ所の土砂災害危険箇所があることから、ハードと、ソフトを組み合わせた対策を進める。ハードは砂防事業19カ所、急傾斜地崩壊対策事業13カ所、地すべり対策事業6カ所。ソフト面はH28年度末までの土砂災害警戒区指定の完了を目指す。予算は17億3133万円。

◇歩道整備の推進

通学児童生徒の安全ための通学路の歩道整備を優先的に進めるとともに、交差点での信号待ちの際に安全に待機できるたまり空間を整備する。88カ所が対象で予算は24億4400万円。

◇通学路グリーンベルト整備の推進

28年度末までに98kmの道路の路肩を緑色に塗り、歩道のない通学路すべての安全対策を実施する。27年度は105カ所、32kmが対象で、予算は1億4062万。

一般会計歳出款別 埼玉県27年度当初予算案の内訳 (単位：千円、%)

款別	平成27年度		平成26年度		比較増減	
	予算額	構成比	予算額	構成比	増減額	伸び率
議会費	3,183,545	0.2	3,087,060	0.2	96,485	3.1
総務費	94,161,550	5.2	88,262,310	5.1	5,899,240	6.7
民生費	317,015,239	17.3	321,377,235	18.6	△4,361,996	△1.4
衛生費	65,978,532	3.6	52,008,432	3.0	13,970,100	26.9
労働費	6,210,749	0.3	7,699,503	0.5	△1,488,754	△19.3
農林水産業費	22,711,625	1.2	24,762,654	1.4	△2,051,029	△8.3
商工費	15,917,698	0.9	21,807,011	1.3	△5,889,313	△27.0
土木費	108,568,023	5.9	108,630,689	6.3	△62,666	△0.1
警察費	140,816,414	7.7	139,089,371	8.0	1,727,043	1.2
教育費	536,890,658	29.4	522,271,641	30.2	14,619,017	2.8
災害復旧費	2,718,736	0.1	40,172	0.0	2,678,564	6,667.7
公債費	277,335,676	15.2	268,485,801	15.5	8,849,875	3.3
諸支出金	236,989,555	13.0	171,864,121	9.9	65,125,434	37.9
予備費	500,000	0.0	500,000	0.0	0	0.0
合計	1,828,998,000	100.0	1,729,886,000	100.0	99,112,000	5.7

◇交差点整備の推進

26年度から、安心・スムーズ交差点40プランをスタート。対象は5年間で10件以上の交通事故が発生している交差点や、最大渋滞延長100m以上の交差点など40カ所。27年度は、16億1500万円の予算で32カ所を対象に事業を進める。

◇リース方式による道路照明灯整備の推進

県管理の道路照明灯は約2万9900基あり、維持管理コストが増大しているため、灯具をLEDに更新する。また、柱も耐久性に優れた亜鉛メッキ式の柱に更新する必要がある。10年間のリース方式でLED化することで、電気代を縮減し、更新スピードを図る新規事業。27年度は4904万円の予算で、現地の詳細調査や灯具タイプの選定を行う基礎調査を実施、2年間で全灯具のLED化を図る。

◇橋梁の計画的な維持補修

17年度から定期的に点検を行っており、劣化の進行を予測し計画的に維持補修を進めている。27年度は、国道254号小仙波橋(川越市)など101カ所を対象に実施。予算は36億3030万円。

◇排水機場の計画的な維持補修

老朽化し、補修・更新時期を迎えた排水機場について、内水排水機場は予防保全型、調整池排水機場は事後保全型の管理により更新事業を

進めている。27年度は、17億1340万円の予算で、圪川排水機場など45排水機場などの保守点検、修繕、更新工事などを実施。

◇威力倍増! 幹線道路ネットワーク整備の促進

未接続箇所解消や暫定2車線で整備済み区間の4車線化などを実施。

重点8路線は、国道125号、国道140号、国道254号、国道299号など、予算は59億5973万円。

◇東京都とのスクラム強化による道路整備の推進

対象は、県道練馬所沢線と都計道飯能所沢線の2路線で予算は10億4700万円。

◇安全な自転車通行空間整備の推進

27年度までの取り組みとして進めている自転車すいすい55プラン。本年度は、駅周辺での車道左側へ自転車レーン整備と、郊外部では歩道内に自転車通行位置を明示。16カ所、13kmを対象に整備。予算は1億9558万円。

◇川のまるごと再生推進

27年度までの事業として17の河川・用水路で進行。県土整備部では10河川で実施しており、引き続き推進。予算は18億2700万円。

◇矢板護岸の計画的な維持補修

県南東部地域では、矢板護岸による整備が昭和40~50年代に行われ老朽化している。施工時期の古い老朽化した箇所から、打ち換え、防食などの維持補修工事を行う。予算は5800万円。

特別会計（建設関連）

(単位：千円、%)

会計名	平成27年度	平成26年度	比較増減	伸び率
用地事業	1,082,593	1,601,241	△ 518,648	△32.4
県営住宅事業	13,716,496	14,377,466	△ 660,970	△ 4.6

公営企業会計（建設関連）

(単位：千円、%)

会計名	平成27年度	平成26年度	比較増減	伸び率
病院事業	73,469,657	67,036,854	6,432,803	9.6
工業用水道事業	4,967,172	4,493,772	473,400	10.5
水道用水供給事業	84,222,715	82,320,448	1,902,267	2.3
地域整備事業	13,403,733	11,009,519	2,394,214	21.7
流域下水道事業	81,331,791	76,092,025	5,239,766	6.9

◇命をつなぐ川の消火基地づくりの推進

27年度は650万円の予算で、緑川など3河川12カ所を整備する。

【都市整備部】

一般会計予算は、前年度比33・2%増の247億4285万円、県営住宅事業特別会計は同4・6%減の137億1649万円となった。

新規事業のさいたまスーパーアリーナ・けやき広場魅力アップ改修、熊谷スポーツ文化公園ラグビー場改修、東京五輪に向けた埼玉スタジアム2002の施設改修を中心に、県営公園、新たな森づくり、県営住宅2団地建て替え、つくばエクスプレス沿線地域整備、市街地整備などに取り組む。

主な事業は次のとおり

◇つくばエクスプレス沿線地域整備の推進

32億9277万円で、八潮駅へのアクセス道路築造工事、宅地の整備工事、調整池の掘削工事、保留地の販売などに取り組む。

◇効率的な物流の在り方検討

3714万円で、コンテナラウンドユースの推進、効率的な物流の在り方検討、社会実験、県コンテナラウンドユース推進協議会の運営などを行う。

◇県営公園整備の推進

18億9616万円で、さきたま古墳公園の用地買収、羽生水郷公園の園路整備、しらこぼと公園の管理事務所整備、まつぶし緑の丘公園の園路整備を進めるほか、大宮公園、こども動物自然公園で動物舎を改修する。

◇新たな森づくり推進

8億7301万円で、土地造成工事を実施し、公園としての基盤整備を行う。

◇既存県営住宅のバリアフリー化の推進

2億5732万円で、高齢入居者支援のためのエレベータ設置、幸手上高野団地、川越岸町やまぶき団地のエレベータ設置工事、与野上落合団地、越谷菖蒲団地に設置のための設計などを行う。

◇県営住宅の整備

27億5346万円で、熊谷玉井団地4期、久喜青葉団地2期に新規に着手、継続で本庄小島団地2期、入間霞川団地3期、などを整備する。

◇市街地整備事業の推進

社会資本整備総合交付金（区画整理）事業に12億1995万円、公共団体区画整理事業県道整備に2億5632万円、市街地再開発促進補助1億9516万円、が予算化された。

公共事業の予算額

(単位：千円、%)

区 分	平成27年度	平成26年度	増 減	伸び率
合 計	77,198,962	80,915,598	△ 3,716,636	△ 4.6
道路合計	51,155,463	53,527,354	△ 2,371,891	△ 4.4
河川合計	26,043,499	27,388,244	△ 1,344,745	△ 4.9
(直轄除き)	58,297,616	55,463,733	2,833,883	5.1
道路合計	42,155,463	38,359,354	3,796,109	9.9
河川合計	16,142,153	17,104,379	△ 962,226	△ 5.6
道路事業	42,155,463	38,359,354	3,796,109	9.9
補 助	14,424,700	15,085,600	△ 660,900	△ 4.4
単 独	27,730,763	23,273,754	4,457,009	19.2
河川事業	16,142,153	17,104,379	△ 962,226	△ 5.6
補 助	8,211,598	7,951,892	259,706	3.3
単 独	7,930,555	9,152,487	△ 1,221,932	△13.4
直轄事業負担金	18,901,346	25,451,865	△ 6,550,519	△25.7
道路事業	9,000,000	15,168,000	△ 6,168,000	△40.7
河川事業	9,901,346	10,283,865	△ 382,519	△ 3.7

【企画財政部】

前年度2.4%増の2939億5535万円を予算化、鉄道施設の総合安全対策の促進、市町村に対する総合的な支援、駅ホーム転落防止対策、みんなに親しまれる駅づくりの促進などの事業に取り組む。

【総務部】

主要事業に私立学校の耐震化促進、県有施設の地球温暖化対策の促進、ファシリティマネジメントの推進を掲げている。

私立学校の耐震化については、補助として9億538万円を計上、27年度末までに耐震化完了を目指す。補助対象は高等学校が改築工事2棟、補強工事9棟。幼稚園は改築40棟、補強42棟。

【環境部】

本年度は、水素社会への発信として水素エネルギーの率先活用と利用の可能性拡大に取り組む。また、埼玉エコタウンプロジェクトも新たな局面に入り、新たなモデル市町村の選定などに取り組み、拡大を図る。

【福祉部】

一般会計予算総額は前年度比4.7%減の1970億5934万円を確保、子育て支援、高齢者支援、障害者支援施策を中心に事業を進める。

主な事業は次のとおり

◇特別養護老人ホームなどの整備促進

31億3666万円を計上、特別養護老人ホームの創設と増床を促進するため、整備を行う社会福祉法人に対し整備費を補助する。

◇障害児（者）福祉施設等整備促進

グループホームなどの創設1億9128万円、通所事業所の創設9億5364万円、既存グループホームのスプリンクラー設置1億3162万円を計上、障害者施設整備費の一部を補助する。

◇子育て支援

保育サービスの受入拡大82億198万円を

計上、その内訳は認可保育所、認定こども園の整備55億4627万円、幼稚園での保育促進17億9300万円、地域型保育事業5億2238万円、家庭保育室運営支援3億4033万円が計上されている。

◇放課後児童クラブの整備

4億1075万円を計上、新設整備48カ所、改修整備14カ所、既存施設の設備整備42カ所、障害児受け入れに必要な施設整備5カ所などに助成する。

◇介護基盤緊急整備など特別対策事業

22億8254円で、地域密着型特別養護老人ホームなどの小規模施設整備に要する工事費を補助。

【保健医療部】

医学部の環境整備として、医療機能や医師派遣などに関する調整を関係機関と行い、医師の確保と育成に資する大学付属病院と医療系大学院の整備を推進する。

【産業労働部】

一般会計に219億3522万円を計上、産業用地開発促進事業、農大跡地活用推進事業を新規に着手する。産業用地開発促進事業では、事業費697万円で開発候補エリアを10地区程度選定するほか、圏央道鶴ヶ島インターチェンジに近接した農大と農林総合研究センター移転跡地の建物解体設計や、土地利用計画案策定に向けた準備を行う。

【農林部】

前年度比8.3%減の227億3204万円を予算化、農地整備へ4億639万円、農道整備に1億4175万円、農業水利施設の整備に18億5917万円、森林・林業基盤の整備としての治山事業に4億6609万円などが盛り込まれている。また、農業用水路を対象とした川のまるごと再生には10億円を超える予算を確保した。

【県民生活部】

県立文化会館施設整備事業として、埼玉会館と彩の国さいたま芸術劇場の改修工事に取り組む。埼玉会館は、29年3月末までの工期で、54億3200万円を投じ全体改修を行う。芸術劇場は老朽化した大ホールの舞台機構と照明設備の改修を行うもの。

【病院局】

さいたま新都心で進められている小児医療センター整備工事に伴い、新病院への通院が難しくなる患者への対応として、現保健発達棟を改修し有効活用を図る。27年度は、2282万円の予算で改修設計と運営計画の検討を行う。工事は小児医療センター新病院オープン後から。

県立循環器、呼吸器病センターに新館等を整備する。総事業費は、85億6693万円。規模は鉄骨造4階建て、延べ面積約14,000㎡。

県立循環器、呼吸器病センターに新館等を整備する。総事業費は、85億6693万円。規模は鉄骨造4階建て、延べ面積約14,000㎡。工事は27～28年度を予定している。

【教育局】

28年4月開校を目指す県西南部地域特別支援学校の整備に39億円余の予算を確保したほか、県立学校施設の整備として、大規模改修事業に21億6323万円、非構造部材耐震対策事業14億2501万円、食堂兼合宿所など耐震化事業6億2621万円が盛り込まれた。また、浦和図書館が閉館となるため県立図書館再編整備事業に3億1086万円が予算化された。

【下水道局】

震災に強いまちづくりを中心に予算編成されており、老朽化対策には施設の改築・更新に85億2731万円、施設台長システムの整備に1億2568万円を計上した。下水道施設の震災対策推進については、耐震化に73億741

3万円、防災拠点整備に8億8265万円を確保した。元荒川水循環センターに建設する防災拠点は、水循環センターが被災した場合、迅速に応急復旧を指揮する施設で、27～28年度で整備、災害対策室、防災倉庫を設置するとともに、応急復旧資機材の配備を行う。

【企業局】

産業団地整備、水道施設整備、緑豊かなメモリアルガーデンの整備などが進められる。産業団地は、杉戸屏風深輪地区に加えて加須IC東地区がスタートする。水道施設では、新規に吉見浄水場拡張関連整備事業として高倉中継ポンプ所を増強する。メモリアルガーデンについては、事業地区を決定し事業計画を策定。さらに、深谷市が計画しているアウトレットモールの敷地内に、県北・秩父地域振興施設を整備するための事業者選定を行う。

【警察本部】

前年度比1・2%増の1408億1641万円を予算化、岩槻警察署庁舎改築工事に着手するほか、朝霞警察署の移転整備に向け、税務大学校関東信越研究所跡地の取得を、所沢警察署は改築のための設計を進める。また、交番、駐在所の整備は8ヶ所で計画されている。

岩槻警察署等庁舎建設は、27～30年度の4カ年継続で建て替えるもので、規模は鉄筋コンクリート造4階建て延べ約6000㎡。

朝霞警察署は税務大学跡地の用地取得を進める。面積は約1万1190㎡。計画規模は、鉄筋コンクリート造4階建て延べ約7300㎡。所沢警察署建て替えは、1億6918万円で調査設計を行い、工事は28～31年度を予定している。交番の改築対象は、8ヶ所。

このほか、交通安全施設整備に18億4643万円が盛り込まれた。

担い手3法の適切な運用による 建設産業の担い手の確保・育成に向けて

平成27年2月

国土交通省 建設業課
入札制度企画指導室



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

建設産業の役割と課題

建設産業の役割

建設産業は、**地域のインフラの整備やメンテナンス等の担い手**であると同時に、**地域経済・雇用を支え、災害時には最前線で地域社会の安全・安心の確保を担う地域の守り手**として、国民生活や社会経済を支える大きな役割を担う。

【災害の応急対応】

○(社)仙台建設業協会
3月11日地震直後より避難所の緊急耐震診断等を実施。
同日午後6時には若林区の道路啓開作業を開始。



作業前 → 作業後

【インフラメンテナンスの必要性】

▼社会資本の老朽化による被害



【メンソビ川に係る片渡橋路橋の崩壊事故
(2007年4月10日発生)】(出典：国土交通省)



【富川-仙台線地蔵名産SF2区間単線トンネル
の崩壊】(2007年)

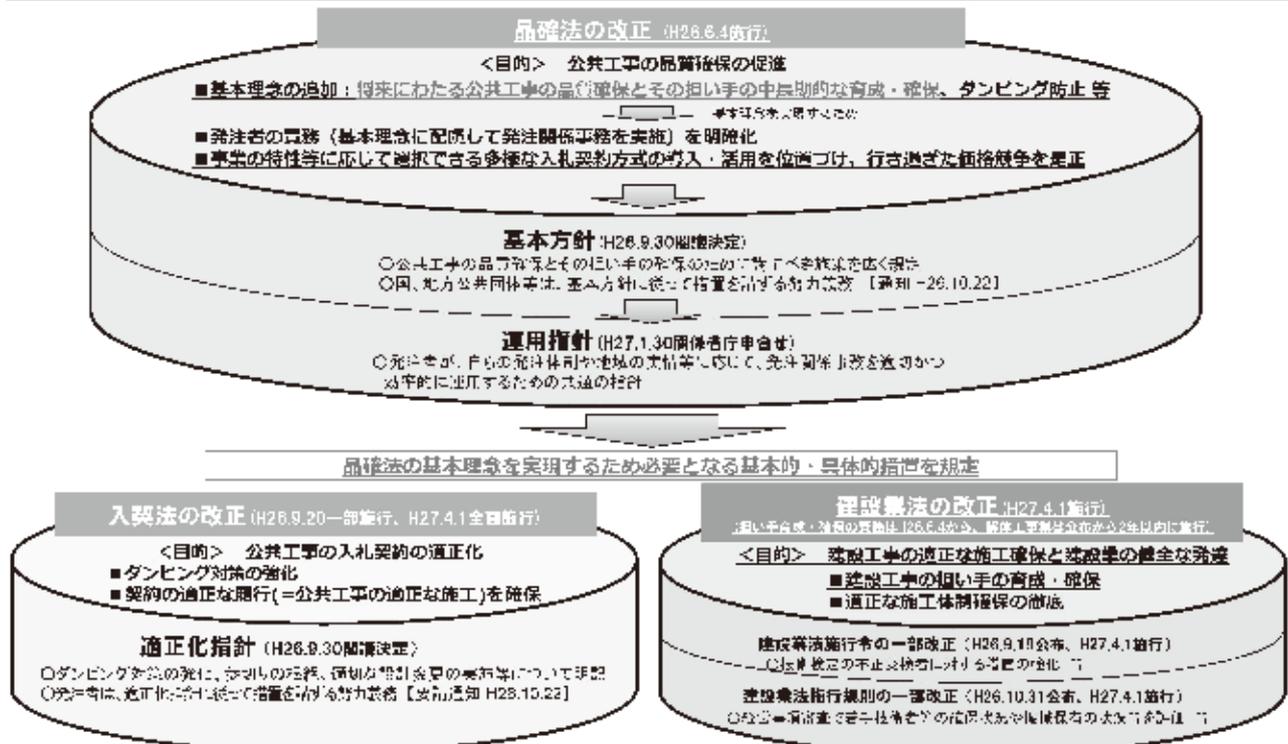
現下の建設産業を取り巻く環境

近年の建設投資の急激な減少や競争の激化等により、建設企業の経営を取り巻く環境の悪化と、現場の技能労働者の減少、若手入職者の減少といった構造的な課題に直面。

中長期的なインフラの品質確保等のため、国土・地域づくりの担い手として、持続可能な建設産業の構築が課題。

品確法と建設業法・入契法の一体的改正(担い手3法の改正)について

インフラ等の品質確保とその担い手確保を実現するため、公共工事の基本となる「品確法」を中心に、密接に関連する「入契法」、
「建設業法」も一体として改正。(全会一致で可決・成立。H26.6.4公布) ※1.公共工事の品質確保の促進に関する法律 ※2.公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律



公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律

<背景>

- ダンピング受注、行き過ぎた価格競争
- 現場の担い手不足、若年入職者減少
- 発注者のマンパワー不足
- 地域の維持管理体制への懸念
- 受発注者の負担増大

<目的> インフラの品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保

▶ H26.4.1
参議院本会議可決(全会一致)
▶ H26.5.29
衆議院本会議可決(全会一致)
▶ H26.6.4
公布・施行

☆ 改正のポイントⅠ：目的と基本理念の追加

- 目的に、以下を追加
 - ・現在及び将来の公共工事の品質確保
 - ・公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成・確保の促進
- 基本理念として、以下を追加
 - ・施工技術の維持向上とそれを有する者の中長期的な育成・確保
 - ・適切な点検・診断・維持・修繕等の維持管理の実施
 - ・災害対応を含む地域維持の担い手確保へ配慮
 - ・ダンピング受注の防止
 - ・下請契約を含む請負契約の適正化と公共工事に従事する者の賃金、安全衛生等の労働環境改善
 - ・技術者能力の資格による評価等による調査設計(点検・診断を含む)の品質確保
 - 等

☆ 改正のポイントⅡ：発注者責務の明確化

各発注者が基本理念にのっとり発注を実施

- 担い手の中長期的な育成・確保のための適正な利潤が確保できるよう、市場における労務、資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した**予定価格の適正な設定**
 - 不調、不発の場合等における見積り徴収
 - 低入札価格審査基準や最低制限価格の設定
 - 計画的な発注、適切な工期設定、適切な設計変更
 - 発注者間の連携の推進
- 効果**
- ・最新単価や実態を反映した**予定価格**
 - ・**歩切りの根拠**
 - ・**ダンピング受注の防止** 等

☆ 改正のポイントⅢ：多様な入札契約制度の導入・活用

- 技術提案交渉方式** →民間のノウハウを活用、実際に必要とされる価格での契約
- 段階的選抜方式**(新規参加が不当に阻害されないように配慮しつつ行う) →受発注者の事務負担軽減
- 地域社会資本の維持管理に資する方式**(複数年契約、一括発注、共同受注) →地元にも明るい中小業者等による安定受注
- 若手技術者・技能者の育成・確保や機械保有、災害時の体制等を審査・評価

法改正の理念を現場で実現するために、

- 国と地方公共団体が相互に緊密な連携を図りながら協力
- 国等が講じる基本的な施策を明示(基本方針を改正)
- 国が地方公共団体、事業者等の意見を聴いて発注者共通の**運用指針**を策定

公共工事の品質確保の促進に関する法律の改正のポイント ①

<目的> 将来にわたるインフラの品質確保とその担い手の確保

改正のポイント I

☆ 地域のインフラ維持・災害対応を担う建設企業が、担い手の育成・確保に必要な適正な利潤を確保するために必要な発注者の取組を明らかに

担い手確保のための課題

法律で位置づけられた発注者責務

発注者の取組

運用指針において具体的手務を明示

適切な予定価格・工期の設定

- ・予定仕様が市場価格と乖離して低すぎる
- ・工期の設定が短すぎる
- ・季節により発注量の多寡がある

- ・予定価格の適正な設定、不調不落時の見返りの徴収
- ・計画的な発注や適切な工期の設定

- ・最新単価や施工実績を反映した予定価格、工期の設定
- ・歩切りは絶対に行わない
- ・債務負担行為の活用、早期発注

ダンピング対策

- ・どんな低い価格の入札も認められてしまう
- ・業者間によるダンピング発注も横行している

- ・品質の確保ができない金額での受注（ダンピング発注）を防止するため、最低制限価格等の設定

- ・原則、全ての工事について最低制限価格等を設定
- ・入札金額の円証書の確認

単価の変動、施工現場の状況等を踏まえた適切な契約変更

- ・工場の材料価格等の急騰、予期せぬ追加工事への対応が必要

- ・設計変更（契約金額、工期の変更）を適切に実施

- ・設計図書の変更に伴う契約金額、二期の適切な変更
- ・スライド条項の適用

→ 地域の「守り手」「町医者」である建設企業の適正な利潤を確保することにより、
地域のインフラ維持、災害への迅速な対応、担い手の育成・確保を実現

公共工事の品質確保の促進に関する法律の改正のポイント ②

改正のポイント II

☆ 工事の性格、地域の実情等に対応した入札契約方式の導入・活用により、発注事務の課題を解決

発注事務の課題

法律で位置づけられた入札契約方式

効果

運用指針において適用方法を明示

「技術提案・交渉方式」

- ・大規模プロジェクト等において、発注者の能力では、施工実績に即した発注、民間事業者の技術・ノウハウを最大限に引き出す発注ができない

- ・公衆により技術提案を審査して選定した者と工法、価格等の交渉を行う方式を認め、その交渉を踏まえて契約

- ・受注者のノウハウを活用した調達が可能
- ・実際に必要とされる価格での契約が可能に

「段階選抜方式」

- ・技術提案を求める総合評価方式では、受発注者の事務負担が重い

- ・競争参加者が多いと想定される場合に段階的に選抜する方式を導入

- ・受発注者の事務負担が大幅に軽減

「地域の維持管理のための方式」

- ・地域の維持管理のための工事の採算がとれず、地域の建設企業が受注してくれない
- ・発注者も、小規模工事が増加すると事務負担が増加

- ・複数年度にわたる契約、複数の異なる工事の一括契約、複数企業による共同受注を活用

- ・ロットを大きくすることで採算性を向上し、地元の中小業者による共同での受注をしやすく
- ・ロットを大きくすることで発注者の事務負担も軽減

→ 様々なニーズに応じ、適切な入札契約方式を選択することにより、行き過ぎた価格競争を防止するとともに、
民間ノウハウの活用、受発注者の事務負担軽減、建設企業の持続可能性（担い手の育成・確保）を実現

「発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）」の概要(1/2)

I. 本指針の位置付けについて

①公共工事の品質確保の促進に関する法律に基づき、身元保証制度の公共工事の品質確保並びにその担い手の負担軽減が成・確保等の公共理念のもと、発注者の立場等を踏まえ、発注者が発注関係事務を適切かつ効率的に運用するための発注者共通の指針。

②発注関係事務の段階で取り扱べき事項や多様な入札契約方式の選択・活用について体系的にまとめたもの。

③目的は、本指針に基づき発注者における発注関係事務の運用に活用されているかについて定期的に調査を行い、その結果をとりよめ、公表する。
※、例えば、クビシク集約の禁止、入札不届・不届への対応、社会資本の「持合証」、身元保証担い手の名義及び確保等の発注者に対する発注者の責任を明確化するところ等

公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成十三年三月三十一日法律第五十八号、最終改正：平成二六年六月四日法律第五六号）（抄）

（発注関係事務の運用に関する指針）

第二十一条（罰則、平本保証）のつとめ、発注者を支援するため、地方公共団体、特定非営利、民間事業者その他の財産の品質を確保し、公共工事の性格、地域の実情等に示した入札及び発注の方式の選択その他の発注関係事務の運用に係る引換の運用に関する指針を定めようとする。

II. 発注関係事務の適切な実施について

1. 発注関係事務の適切な実施

【参考】「発注関係事務の適切な実施」

各自治体は、発注関係事務の適切な実施だけでなく発注管理に係る発注関係事務を全般的に各段階で、以下の事項により推進

（1）調査及び設計段階

（2）工事発注準備段階

（3）入札契約段階

事業全体の工程計画の検討等
 調査及び設計段階の発注者による入札契約方式の選択
 発注者自らの資格等による評価・活用等

事業の性質に応じた入札契約方式の選択
 予算、工務計画等を考慮した工事発注計画の作成
 現場条件等を踏まえた適切な設計図書の内容化

競争入札の確保を可能とするための予算価格の適正化
 発注者選定時期等の明確化

競争参加者の選定、クビシク受注者の防止等
 工事の性格等に応じた技術審査の計画内容の設定
 競争参加者の施工能力の適否を評価する日を設定等

（4）工事施工段階

（5）完成後

（6）その他

施工条件の変化等に応じた適切な設計変更
 工事中の施工品質の確保等

適切な技術検証・工事品質評価等
 完成後一定期間を経過した後における施工状況の検証・評価

入札不届・不届時の見返りの防止等
 公正性・透明性の確保、不正行為の排除

施工現場における発注者との連携
 発注者との情報共有や課題の迅速化等

2. 発注体制の強化等

発注関係事務を円滑に実施するための基盤整備として、以下の事項に取組む

（1）発注体制の整備等

（2）発注者間の連携強化

発注者自らの体制の整備
 外部からの支援体制の活用

工事成績データベースの共有・相互活用等
 発注者間の連携体制の構築

「発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）」の概要(2/2)

III. 工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用について

各自治体は、本指針及びそれぞれの技術力や発注体制等を踏まえつつ、工事の性格や地域の実情等に応じて、多様な入札契約方式の中から適切な方式を選択し、又は組み合わせることで活用するよう努める。

1. 多様な入札契約方式の選択の考え方及び留意点

（1）契約方式の選択	（2）競争参加者の選定方法の選択	（3）落札者の選定方法の選択	（4）契約方式の選択
事業・工事の複雑度、並行の契約者・設計の確保等の検討、工事内容の確定などによる 事業プロセスの発注形態による考え方 工事の第三の品質を確保する方式 設計・施工一括発注方式 詳細設計付工事発注方式 設計発注付施工者が別方式（A）方式 発注管理に依る方式 発注関係事務の発注者側管理に依る方式 発注管理付工事発注方式 一括発注方式 複数発注方式 単発発注方式 単発発注方式	公開競争・一般競争入札を優先 指名競争入札、簡易競争入札 任意契約	価格以外の要素の公平性の必要性、仕様の確定の正確性などを考慮 簡易競争方式 総合評価落札方式 技術審査・交渉方式 開封時選抜方式	手続等に応じた支助、広範な設計変更、コスト削減の両立性の確保などを考慮 総額請負契約方式 総額契約単価合意方式 コストプラスフィー契約・オープンブック方式 単年・長期請負契約方式

2. 公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に資する入札契約方式の活用の例

- （1）地域における社会資本を支える企業を確保する方式
- （2）若手や女性などの技術者の登用を図る方式
- （3）発注管理の技術的課題に対応した方式
- （4）発注者を支援する方式

IV. その他配慮すべき事項

本指針の理解、活用の参考とするため、具体的な発注事項や取組の要件、ガイドライン等を盛り込んだ解説資料を作成する。本指針を踏まえ、国の機関が要請、ガイドライン等を作成した場合はこれらも参照する。

「発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)」の主なポイント

別紙

運用指針とは：品確法第22条に基づき、地方公共団体、学識経験者、民間事業者等の意見を聴いて、国が作成
 > 各都道府県の発注関係事務を適切かつ効果的に運用できるよう、発注者共通の指針として、体系的にとりまとめる
 > 国は、本指針に基づき発注関係事務が適切に実施されているかについて定期的に調査を行い、その結果をとりまとめ、公表

必ず実施すべき事項

実施に努める事項

① 予定価格の適正な設定

予定価格の設定：当たって、適正な利潤を確保することを旨とするよう、市場における労務及び材料等の取引価格、施工の実績等を参考に反映した見積りを行い、見積りが当たって、適正な工期を前提とし、最新の積算基準を適用する

② 歩切りの根拠

歩切りは、公共工事の品質確保の促進に関する法律第7条第1項第1号の規定に違反すること等から、これを行わない

③ 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等

ダンピング受注を防止するため、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切に活用を徹底する。予定価格は、原則として事後公表とする。

④ 適切な設計変更

施工条件と実際の工事現場の状況が一致しない等の場合、適切に設計図書の変更及びこれに伴って必要となる請負代金の額や工期の適切な変更を行う。

⑤ 発注者間の連携体制の構築

地域発注者協議会等を活用し、各発注者の発注関係事務の実施状況等を把握するとともに、各発注者は必要な連携や調整を行い、支援を必要とする市町村等の場合には、地域発注者協議会等を通じて、国や都道府県の支援を求める。

⑥ 工事の性格等にに応じた入札契約方式の選択・活用

各都道府県は、工事の性格や地域の実情等に応じて、多様な入札契約方式の中から適切な入札契約方式を選択し、又は組み合わせで活用する。

⑦ 発注や施工時期の平準化

債務負担行為の積極的な活用や年度当初からの予算執行の徹底などを通じた工事の工夫や、余裕期間の設定といった契約上の工夫等を行うとともに、連休2日の確保等による不稼働日等を踏まえた適切な工期を設定の上、発注・施工時期等の平準化を図る。

⑧ 見積りの活用

入札に付しても入札者又は落札者がなかった場合等、見積り票と取決の額と取決の差額の相違が規定される場合は、見積りを活用することにより予定価格を適切に見直す。

⑨ 受注者との情報共有、協議の迅速化

各発注者は受注者からの協議等について、速やかかつ適切な回答を要する。設計変更の正確な迅速化を目的として、発注者と受注者双方の間接者が一堂に会し、設計変更の妥当性の審査及び工事の中止等の協議・審議等を行う会議を、必要に応じて開催する。

⑩ 完成後一定期間を経過した後における施工状況の確認・評価

必要に応じて完成後の一定期間を経過した後において施工状況の確認及び評価を実施する。

「発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)」について(概要)

運用指針とは 品確法第22条に基づき、公共工事の発注者を支援するため、発注者共通の取組事項を国が定めるもの。

- ・市町村を含むすべての発注者が「発注者の口務」（品確法第7条）を果たすため、自らの発注体制や地域の実情等に応じて発注関係事務を適切かつ効果的に運用できるよう、地方公共団体、学識経験者、民間事業者等の意見を聴いて、体系的にとりまとめる
- ・地域のインフラ維持・災害対応を担う建設企業が、担い手の育成・確保に必要な適正な利潤の確保を可能とするための取組と、発注者の体制整備等に引いた取組を具体的に記載
- ・本指針に基づく各発注者の実施状況を定期的に調査・公表するとともに、必要に応じて指針そのものを見直し

担い手の育成・確保のための取組

- 予定価格の適正な設定**
 - ・実態を的確に反映した見積りを行い、必要に応じて見積りを活用する
 - ・改正積算に基づく積算金額の一部を控除して予定価格とする（歩切りの「応付の算出」(出納簿等)を参照)
- ダンピング受注の防止**
 - ・低入札価格調査基準又は最低制限価格の適切な設定及び活用の徹底（これらを実施するに当たっては、必要に応じて、調査は自ら実施する。）
- 発注・施工時期の平準化**
 - ・建設工事の発注契約の原則として、各都道府県を定めた適正な工期の設定
 - ・債務負担行為の積極的な活用、余裕期間の設定等による不稼働工期の設定
 - ・発注見込しの統合・公表等による計画的な発注
- 適切な設計変更**
 - ・施工条件の変化等に応じた適切な設計・変更、協議の迅速化等
- 現場の担い手の育成・確保**
 - ・若年就業促進策を講じていない若手や女性などの技術者の発注者向けに
 - ・企業内研修施設や振替労働者の技能等（職業能力開発）を支援
 - ・資金の貸付支援、社会保険等への加入など労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めることについて、関係団体と連携
- 多様な入札契約方式の選択・活用**
 - ・地域における社会資本を育てる企業を確保する方式を選択・活用

発注者の体制整備等に向けた取組

- 本指針の理解・活用**
 - ・本指針の理解・活用の参考とするため、具体的な取組事例や既存の要領、ガイドライン等を積極的に更新・改訂等を作成
 - ※ 国は、説明会を開催するとともに相談窓口を設け、各発注者からの相談に迅速かつ適切に対応
- 職員の育成**
 - ・国、都道府県等が実施する講習会や研修の参加等を通じ、発注担当職員の育成に積極的に取り組む
- 外部の支援体制の活用**
 - ・国・都道府県の協力等を得て、発注関係事務を適切に実施できる外部の者の協力を活用
 - ・国・都道府県は、発注関係事務を適切に実施できる者の育成・活用等を支援
- 発注者間の連携強化**
 - ・発注者間における委託・受託、積算システム、成績評定等の標準化・共有化及び相互利用を促進
 - ・地域ブロック等に組織される地域発注者協議会等を通じ、発注者間の情報交換、共有の課題への対応等を推進
- ・一時的な事業量の増加や技術者不足等の高い手への対応のため、発注者を支援する方式を選択・活用

➡ 発注関係事務の適切かつ効果的な実施により、地域のインフラ維持、災害への迅速な対応、担い手の育成・確保を実現

運用指針により期待される効果①

課題（現場の声）	運用指針における記載（具体の施策例）	期待される効果
<p>課題（現場の声）</p> <p>予定価格の適正な設定</p> <p>「予定価格が施工の実態と合っていない」</p> <p>「市場価格が急激に変動している、適切な単価が設定されない」</p> <p>「発注者がよ切りをしている」</p>	<p>○予定価格の設定に当たっては、公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成及び確保されるための適正な単価を、公共工事を受注する者が把握でき、とが得るよう、適切に作成された発注図書に基づき、社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の取引価格、他の建設業的動向に反映した単価を行う。</p> <p>○最新の市工賃率や地域性などを踏まえ、適宜調整し、取組を促すとともに、適切に運用する。</p> <p>【小規模工事における関係工賃等の設定の見直し、業務標準工事3工種の歩留の追加等の見直し（H26.4）】</p> <p>○標準に反する価格が実際の取引価格と相違しているおそれがある場合には、石見見直し等を実施し、その妥当性を確認した上で適切な価格を設定する。</p> <p>○入札に付してし入札者又は発注者がなかった場合、標準単価と現場の市工賃率の乖離が想定される場合は、以下の方針を適切に活用し、予定価格を適切に見直すことにより、適宜限り、適やかに契約を締結するよう努める。【管理運営方式の普及・促進（H26.9から）】</p> <p>・入札参加者から工事の全部又は一部について見直しを依頼し、その妥当性を適切に確認しつつ、当該見積りを活用する。とにより、積算内容を訂正する方法 など</p> <p>○適正な積算に基づく認定書金額の一部を控除して予定価格とするいわゆる北沢川は、公共工事の品質確保の促進に関する法律第7条第1項第1号の規定に違反すること等から、これを執行しない。【適正及び適性を明らかにした上で調整を調査中（H26.12から）】</p>	<p>・市場価格を反映した適正な予定価格が設定されよう。</p> <p>・見振りの活用により、適やかな契約締結が促進され、事業の円滑な促進が図られる。</p> <p>・よ切りがなくなります。</p>
<p>ダンピング発注の防止</p> <p>「品質を考慮せずに、ただ安く（安い）良いという考えの発注がみられる」</p> <p>「積算もせずに、赤字覚悟で入札する業者がみられる」</p>	<p>○ダンピング発注を防止するため、適切に入札者特定基準又は最低単価価格を設定することの必要な措置を講じ、入札者特定基準及び最低単価価格の適切な策定を促進する。</p> <p>○入札参加者の企業努力による適正な価格での発注と公共工事の品質の確保の促進の観点から、発注者（予定価格に対する発注価格の割合をいう。）の工、成績との関係についての重要事項等も盛り込み、適宜、発注者特定基準を見直し、</p> <p>○発注者特定基準の適用要件又は最低単価価格等の設定については、当該発注者について入札の前には公表しないものとする。【入札参加者の内訳書の提出を義務付け（H27.4から）】</p>	<p>・ダンピング発注の防止が図られる。</p>
<p>発注・施工時期の平準化</p> <p>「工期の設定が短いため、資材や労務の調達コストが増える」</p> <p>「年度末等に工事が集中する一方、年度当初の工事量は少ない」</p>	<p>○建設業法第18条に定める建設工事の計画期間の原則を踏まえ、適宜工工期を前提とする。</p> <p>○価格発注行為の機動的な活用、年度当初からの着手執行の促進、二中全会年度の年度末への集中を避けることなど予算執行上の工夫や、建設資材や労務等の確保等の準備のための一事業手続での余裕期間の設定といった契約上の工夫等を行うとともに、工事の価格、仕様の整理、自然発注、適宜の発注等による平時の発注を促すことにより、発注・施工時期の平準化を図る。</p> <p>【土木系発注者向けに、国土交通省が発注者の発注時期における発注の促進を支援（H27.4から）】 【発注者向けに発注時期の平準化を支援（H27.10から）】</p> <p>○地域ブロック毎に実施される地域発注者協議会等を通じて、各発注者が把握し、発注者の取組や地域の実情等を踏まえ、発注見直しについて地域連携等を通じて実施するよう努める。【全国の色ブロックで発注見直しの機会を確保（H26.8から）】</p>	<p>・適切な工期が設定されます。</p> <p>・発注・施工時期の平準化が図られます。</p>

運用指針により期待される効果②

課題（現場の声）	運用指針における記載（具体の施策例）	期待される効果
<p>課題（現場の声）</p> <p>適切な設計変更</p> <p>「設計変更及びこれに伴う請負代金額や工期の変更を発注者が認めてくれない」</p>	<p>○設計図書に示された工条件と実際の工事現場の状況が一致しない場合、設計図書に明示されていない市工条件について、確認することの出来ない特別な状況が生じた場合その他の場合において、必要と認められるとき、適切に設計図書の変更及びこれに伴って必要となる請負代金の算出や工期の適切な変更を行う。【設計変更ガイドラインの策定【設計変更審査会の開催促進】】</p> <p>○労務、資材等の価格変動を注視し、労務費又は資材費の増減により発注者から請負代金額の算出に与える影響を全体スライド発注、単位スライド発注又はインフレーション発注により、発注者が認める場合は、発注の可否について協議を適切に実施し、発注者や発注者の意思を行う。</p>	<p>・設計変更が円滑に行われます。</p> <p>・物価等の変動に応じて必要と発生が変更されます。</p>
<p>現場の担い手の育成・確保</p> <p>「次世代を担う若者達がいない、育たない」</p> <p>「他産業より労働環境が高いので改善してほしい」</p>	<p>○必要に応じて職業実践教育を担う若手や女性などの担い手の育成を促進し、その育成の支援を担う。とや、必要に応じて発注者の企業と連携して、若手や女性の確保に努めること、若手や女性の確保に努めること、適切な教育や賃金の設定に努める。</p> <p>○必要に応じて適切な支援を担う若手や女性などの担い手の育成を促進し、その育成の支援を担う。とや、必要に応じて発注者の企業と連携して、若手や女性の確保に努めること、若手や女性の確保に努めること、適切な教育や賃金の設定に努める。</p> <p>○必要に応じて発注者の企業と連携して、若手や女性の確保に努めること、若手や女性の確保に努めること、適切な教育や賃金の設定に努める。</p> <p>【国土交通省が建設現場において女性・若手技術者の登用等を支援するモデル工事の試行（H26費から）】</p> <p>○労働時間の適正化、労務・労働災害の防止、年金の適正な支払、退職金制度の確立、社会保険等への加入など労働条件、安全衛生等の改善を促進することにより、必要に応じて発注者の企業と連携して、若手や女性の確保に努めること、若手や女性の確保に努めること、適切な教育や賃金の設定に努める。</p> <p>○発注者（発注者）が、社会保険加入者となる契約締結を禁止する措置や、社会保険加入者となる発注者の発注に同意し、社会保険等担当職員へ負担する等々の措置を講ずることにより、下請業者も含めてその非難を回避する。【全ての工事について施工体別発注の作成・提出を義務付け、加入状況を調査（H27.4から）】</p>	<p>・現場の担い手の育成・確保が促進されます。</p>
<p>多様な入札契約方式の選択・活用</p> <p>「地域を守る仕事や地域の企業で発注できるようにしたい」</p>	<p>○各発注者は、工事の発注に当たっては、本指針及びそれぞれの技術力や発注体制を踏まえつつ、工事の特性や地域の状況等に照らして、多様な入札契約方式の中から適切な入札契約方式を選択し、その組合せにより発注を行うこととする。【平成26年度に入札契約方式の活用ガイドラインを作成（下）】</p> <p>○建設・観光、社会資本の適切な維持管理などの重要性が増している中で、地域においては、計画や投資が地域における社会資本の維持管理を担う企業が不足し、安全・安心な地域生活の維持に支障が生じる恐れがある。地域における社会資本を支える企業を確保する方式として、以下のような取組が考えられる。</p> <p>・複数年度間、一括発注、共同受注等の地域における社会資本の維持管理に資する方式（地域維持型契約方式）を注目。【発注者向けに発注方式の選択に関するガイドラインを作成（H26.10から）】 【発注者向けに発注方式の選択に関するガイドラインを作成（H26.10から）】</p>	<p>・多様な入札契約方式の選択・活用により、地域における社会資本を支える企業（地域の担い手）の確保や発注者の能力・体制の補完が図られる。</p>

運用指針により期待される効果③

課題（現場の声）	運用指針における記載（具体的施策例）	期待される効果
職員の育成 「発注関係事務を適切に実施できる職員が不足している」	○各発注者において、固有の発注体制を把握し、体制が十分でないと思われる場合には発注関係事務を適切に実施する、とができる体制を整備するとともに、国及び都道府県等が実施する研修会や研究会等を通じて実施させるなど国及び都道府県からの協力・支援も得ながら、発注関係事務を適切に実施することができる職員の育成に積極的に取り組まなければならない。 ○国及び都道府県は、発注関係の改善が促進を促進に資する必要な支援に努める。【数地方公共団体における体制及び必要とされる支援策についてのアンケートを実施(H26.10)】	・発注担当職員の実務能力が向上します。
外部の支援体制の活用 「発注量の一時的な増加や技術的難易度の高い工事に対応できない」	○各発注者において発注関係事務を適切に実施することが困難であると認められる場合には、国及び都道府県による協力や助言等を得るなどにより、発注関係事務を適切に実施することができる者の活用が求められる。 ○国及び都道府県は、公正な立場で確保して中長期に発注関係事務を遂行することができる人材や、発注関係事務を適切に実施することができる人材・経験豊富な人材を適切に評価する、とにより、発注関係事務を適切に実施する、とができる体制の選定を支援し、もつとも、その育成・活用促進に努める。 【一部の地方ブロックにおいて公共工事の発注者支援機関の選定制度を検討】	・必要なインフラの整備に、現行の発注体制のままでより強固に対応できます。
発注者間の連携強化 「膨大な事務量や複雑な手順のため、職員の負担が重く円滑に発注できない」	○技術提携の適切な審査・評価、監督・検査、業務・工事成績評定等の円滑な実施に資するため、各発注者間における各種・共通の標準化・共有化を図るとともに、その他の入札契約制度に係る基準等についても、その円滑かつ適切な運用に資するため、地域発注者協議会等の場を通じて、各発注者間における共有化を促進する。 ○最新の情報技術や地域性等を踏まえた標準化等の各工種への適用が可能となるように、経営システム等の各種ツールにおける標準化・共有化を図る。 ○各発注者は業務・工事の性格等を踏まえ、その成績評定に関する資料のデータベースを公開し、データの共有化を進める。 【国土交通省の一部官庁工種において地方公共団体発注工事の工事成績評定を共用】	・他の発注者のノウハウの活用により、業務負担が軽減されます。
「入札契約に関する制度の変更や運用上の課題に、実態にどう対応すればよいか分からない」	○地域ブロック等により提供される発注者協議会等に対し、発注者間の情報交換や研修・情報共有を行うとともに、発注者協議会等への国及び都道府県の支援を図る。 ○地域発注者協議会等を通じて、各発注者の発注関係事務の実務状況を把握するとともに、それを踏まえて、各発注者は発注関係上での課題かつ効果的な運用の実現のために、必要と認識し対策を行い、支援を必要とする市町村等の発注者に、発注関係協議会等を通じて、国や都道府県からの協力を求める。 【地域発注者協議会等の活用の一環の整備(国等)】	・他の発注者との情報交換・共有を通じて、手続き上のミスの未然防止が図られ、より効率的かつ円滑な事務の運用が可能になります。

「平成27年度予算編成の基本方針(平成26年12月27日閣議決定)」(抄)

Ⅱ 平成27年度予算の基本的考え方

1 主な分野における取組 (2) 社会資本整備

社会資本整備については、厳しい財政状況の下、国民生活の将来を見据えて、既設施設の機能が効果的に発揮されるよう計画的な整備を推進する。その際、国際競争力の強化、地域の活性化、国土強靱化(ナショナル・レジリエンス)、防災・減災対策、老朽化対策などの諸課題への一層の重点化を図る。また、選択と集中を徹底するほか、インフラの維持管理・更新に係る中長期的なコストの削減・平準化や、現場の担い手の確保・育成を図るとともに、PPP/PFIの推進により民間活力の発揮を図る。

「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策(平成26年12月27日閣議決定)」(抄)

Ⅰ. 地方が市販する構造の課題等への実行ある取組を促した地方の活性化

2. 地域の産業振興等による経済の活性化 (4) 人材市場の流動化、住環境等の整備

熱力ある地域をつくり、維持するためには、地域社会を担う個性豊かな多様な人材を確保する必要がある。一方、我が国では人口特に若い世代が東京圏に過度に集中している現状があり、その是正のためには地方への新しい人の流れを作る必要があり、各種産業への女性・若者等の就業の促進や、建設分野における外国人材の時限的な活用のための措置を講じる。建設産業の担い手を確保するとともに、発注平準化等の施工確保対策を講じる。

また、地域において、住民一人一人が潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会を形成することが重要である。そのため、中心市街地の活性化や空き家の活用促進等を行う。

- ・建設分野における外国人材活用の適正化事業(国・交通省)
- ・建設産業の担い手確保・育成、公共事業の出発点施工確保対策<予算措置以外>(国土交通省)

平成26年度補正予算

- 2/3(火)成立
- 総額(国費)は3兆5,289億円
(国交省関係(国費)は5,451億円、
うち、公共事業関係費は3,438億円。
加えて、ゼロ国債(事業費)は2,523
億円)
- 昨年12/27に閣議決定された「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」を踏まえ、
 - ・生活者・事業者への支援
 - ・地域の活性化
 - ・災害復旧など災害・危機等への対応の3つの対策を実現

平成27年度予算案

- 1/14(水)閣議決定
- 公共事業関係費(国費)は5兆9,711億円(うち、国交省関係は5兆1,767億円(前年度比+20億円))
- 国交省では、防災・減災、老朽化対策等の喫緊の課題を踏まえ、公共事業予算の安定的・持続的な確保が必要と考えているところ
- その際、現場を支える技能人材の確保・育成、女性等多様な人材の活用、生産性の向上についても官民一体となって推進

今後の地域の建設業について

地域の建設業の役割

- ◇防災・減災、老朽化対策、メンテナンス、耐震化などの重要な担い手。地域の守り手。
- ◇加えて、日本経済の成長の実現、さらには地方創生[※]など、我が国の活力ある未来を築いていく上でも大きな役割。

※昨年12月に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、建設業が「地域の担い手」として持続的に役割を担えるよう、中長期的な担い手の確保・育成を推進することが位置づけ。

担い手3法の改正

- ◇昨年は、中長期的な担い手の確保・育成を柱として、品確法など「担い手3法の改正」が実現。
- ◇今後は、発注者共通のルールである運用指針(1月30日策定)を踏まえ、歩切りの根絶、ダンピング対策の強化など、担い手3法の改正の趣旨を現場で徹底。

中長期的な担い手確保・育成策

- ◇長年の建設投資の減少等を受け、足許における、公共事業の円滑な施工確保対策とともに、将来に向けた建設工事の担い手の確保・育成が課題。
- ◇公共事業予算の安定的・持続的確保により将来を見通せる環境整備が大切。加えて、
 - 適切な賃金水準の確保などの担い手の処遇改善
 - ・公共工事設計労務単価の適切な設定
 - ・社会保険等未加入対策の強化等
 - 若手や女性の活躍の推進(誇りの持てる建設業に)
 - ・優秀な若手に早期に受験資格を付与
 - ・女性の担い手確保に向けた官民挙げた行動計画の実践(5年で女性を倍増)
 - 教育訓練の充実強化
 - ・入職促進・定着・育成に向けた地域連携ネットワークの構築(昨年10月に建設産業担い手確保・育成コンソーシアムを設立)

平成27年度政府予算案での対応（建設産業関連）

○建設投資の急激な減少により、建設企業の経営環境の悪化、現場の技能労働者の減少といった構造的な課題に直面
○建設企業の持続力向上、人材の確保を図るとともに、将来の労働力人口の減少も見据え、生産性向上を推進

人材育成等、企業の持続力向上	多様な人材の活用	人材の効率的活用等、生産性の向上
<p>■ 地域グループによる事業力強化支援 【取組】建設業等活性化支援事業（110億万円）※</p> <p>地域で中小・中堅建設企業の経営力を向上 【概要】複数の企業、団体、立地別施設等がグループを結成して行う近いき連合・育成等のモデル的取組に対し、コンサルティング等により生産性に支援</p> <p>■ 「地域の守り手」の確保のための多様な入札受納方式の導入・活用 【取組】入札・受納方式の導入・活用（102億万円）※ 【取組】入札・受納方式の導入・活用（102億万円）※</p> <p>建設企業が「地域の守り手」として持続的に役割を果たせる環境整備 【概要】「地域の守り手」の確保向上、後継者若手女性等が活躍できる環境整備等の取組に対し、建設現場での入札受納方式等の新たな入札受納方式の取組モデル事業を支援</p>	<p>■ 女性の活躍に地域ぐるみで取組む活動支援 【取組】女性の活躍促進活動支援事業（50億万円）※ 【取組】女性の活躍促進活動支援（50億万円）※</p> <p>人材確保に加え、女性の活躍を通じ、建設業の活性化と、男女ともに働きやすい魅力ある産業へ 【概要】建設企業、業界団体、地方自治体、行政等、地域の女性等のネットワークが連携して行う、地域ぐるみで女性の活躍を支える活動を支援</p> <p>■ 建設分野における外国人材の活用 【取組】建設分野における外国人材の活用（179億万円）※ 【取組】建設分野における外国人材の活用（179億万円）※</p> <p>東京五輪等、当面の一時的な需要増に対応するため、即戦力となり得る外国人材の適正な受け入れを支援し、円滑な制度運営を実現 【概要】建設団体及び受入企業に対して、巡回相談を実施する「創産能率事業実施機関」の活用等、現行制度を向上させる取組を支援</p>	<p>■ 緊需調整手段による人材の効率的活用等 【取組】人材確保・活用促進事業（77億万円）※ 【取組】人材確保・活用促進（77億万円）※</p> <p>技能労働者の処遇改善の推進と人材の効率的活用 【概要】建設業の労働環境の改善や社会保険未加入対応の強化を図るための労働者支援（労務）と、人材の効率的な活用に関する専門事業等の取組を支援</p> <p>■ 行き過ぎた重層化の抑制等 【取組】建設現場での生産性向上（25億万円）※ 【取組】建設現場での生産性向上（25億万円）※</p> <p>対等な元下関係の構築と、重層下請構造の改善による生産性の向上 【概要】上請取りの表面化を図るとともに、不要な上請取組の削減のための仕組みの構築（例として、下請制・一事業別別の下請取組の実施取組を支援</p>
<p>○国土や地域づくりの担い手として、持続可能な産業へ ○企業が将来を見据えて雇用できる環境整備</p>	<p>○外国人や女性等、多様な人材の確保 ○女性の活躍が、男女問わず、活力和魅力ある建設業につながる「好循環」へ</p>	<p>○人材の効率的な活用 ○より円滑に資金が元金から下請、現場の職人まで行き渡る環境を整備</p>

地域建設産業活性化支援事業

国土交通省

■ 中小・中堅建設企業等の担い手確保・育成の推進、建設生産システムの省力化・効率化・高度化を通じた生産性向上による事業力強化を推進し、建設産業の活性化に資するために以下の支援を実施。

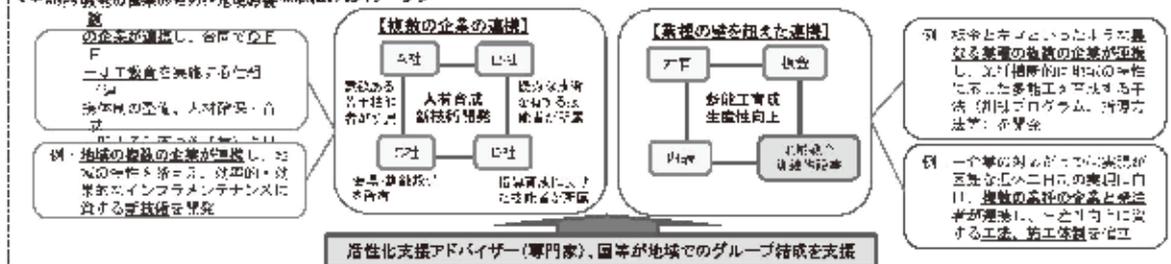
① 活性化支援アドバイザー（人材開発の専門家、中小企業診断士、技術士等の専門家）による支援

- 中小・中堅建設企業等の経営上・技術上の課題解決のため、活性化支援アドバイザーにより幅広いアドバイスを実施。
【例：技能者の育成、工程管理の改善、インフラメンテナンスに資する新技術の開発、建設業許可業種の追加、経営事項審査の申請アップ、工事原価管理の効率化 等】
- 担い手確保・育成又は生産性向上に関する案件で、他企業に対しモデル性の高い案件を発掘し、重点支援の利用を推進。

② 重点支援—コンサルティング支援／ステップアップ支援

- 内容：目標達成に向け、複数の活性化支援アドバイザーによる継続的なコンサルティング支援又は事業の実施に係る経費の一部を支援（上限300万円）。
- 対象：効率的かつ効果的な支援を推進するため、支援対象は複数の建設企業等及び県・市町村、業界団体、地域教育訓練施設により構成されるグループを結成。一企業では対応が難しい取組を複数の企業等の協働により実現を目指す。
- コーディネート：活性化支援アドバイザー、パートナー機関（※）、区、受託者等が連携してグループ化をコーディネート

＜重点支援対象となるグループ化取組のイメージ＞



③ 水平展開

- 重点支援の取組結果はケースブック（レポート）を作成。関係先に広く配布するとともに、受託者のHPで公開。
- パートナー機関、建設業団体、地方整備局等との連携を密にし、効果的な情報提供を実施。

- 建設産業の担い手確保・育成について、実績、知見、能力を有し、今後の担い手確保・育成を推進していく意志を有する者によるコンソーシアムを立ち上げ、地域における総合工事業団体、専門工事業団体、教育訓練機関、教育機関等による入職促進、定着、育成に資する事業を支援
- 事業推進に当たっては「アクションプログラム」を策定し、建設業振興基金に設置された「担い手育成基盤整備基金（ソフト事業分）」を活用し、地域連携ネットワークの構築に要する経費など平成26年度から5ヶ年を目途に支援。

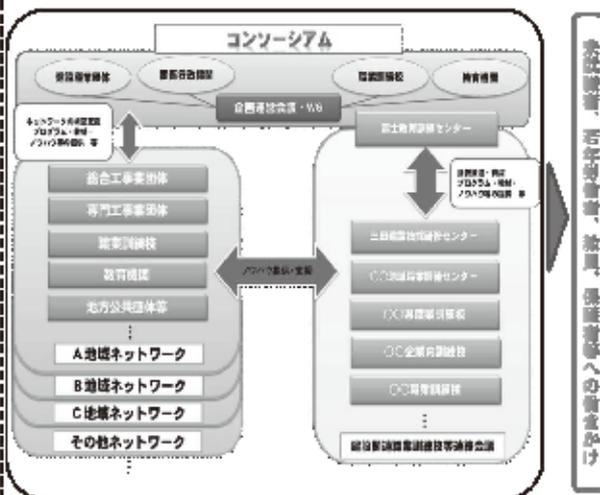
主な事業内容

※「建設産業担い手確保・育成コンソーシアム」に実施する主な事業は、地域のニーズに応じ、取組支援メニューを決定

- 地域連携ネットワークの構築
 - 都道府県単位で、総合工事業団体、専門工事業団体、職業訓練校、教育機関、北方公共団体等による担い手確保・育成体制の構築を支援（平成27年度までに15件程度を目標）
- 以下の取組を通じ、地域連携ネットワークの構築・充実を支援
 1. 教育訓練等基盤の充実・強化
 - (1) 訓練プログラム・教材等の整備
 - ・当立、入職前の若年者、初任者、工業高校等教員等を対象に、ニーズに応じた訓練プログラム・教材等を整備
 - (2) 講師の発掘・育成
 - ・全国の講師情報を収集して講師DB（人材バンク）を構築し、関係者間で共有、富士教育訓練センターで講師養成コースを設置
 - (3) 人材確保・育成に資する情報収集・発信及び提案
 - ・各地域における担い手確保・育成に資する優良事例の収集・情報発信、人材確保・育成に資する取組の地域への提案等
 - (4) 若年者の入職促進に向けた戦略的広報の推進
 2. 各地域の職業訓練校間のネットワークの構築
 - 富士教育訓練センターを中核とする各地域の職業訓練校間の情報交換、相互協力、その他共同事業の展開等を推進
 - 各地域の職業訓練校で行っている講座等のDBを構築
 - 各地域の職業訓練校間の情報交換や相互協力を行うための「建設関連職業訓練校連絡会議」の立ち上げ【12月10日に第1回会合を開催】

建設産業担い手確保・育成コンソーシアム

10月29日に「第1回企画運営会議」を開催し、当面の活動方針として、「建設産業担い手確保・育成アクションプログラム（第1版）」を決定。



建築士法の改正について

埼玉県都市整備部建築安全課

1 法改正の経緯

構造計算書偽装問題で建築士制度に対する信頼が失われたことを受けて、事件の再発防止と建築士等による適正な建築活動の確保を図り、国民が安心して住宅の取得や建築物の利用ができるようにするため、平成18年に建築士法が大幅に改正されました。

しかし、建築物に関する現行の法制度では、設計等の業務を行う建築士事務所の契約責任がいまだ不明確であり、建築紛争の増大・長期化等の問題が引き起こされています。また、建築士なりすまし事案のトラブルが相変わらず発生しています。

このため、建築設計関係三団体（建築士連合会、建築士事務所協会連合会、建築家協会）による「建築物の設計・工事監理の業の適正化及び建築主等への情報開示の充実に関する共同提案」を踏まえ、建築物の設計・工事監理の業務の適正化及び建築主等への情報開示のなお一層の充実を図るため、「建築士法の一部を改正する法律」が平成26年6月27日に公布されました。施行は平成27年6月25日になります。

2 法改正の概要

今回の法改正について、具体的な改正内容をご紹介します。

I 書面による契約等による設計等の業の適正化

- ① 延べ面積300㎡を超える建築物について、書面による契約締結の義務化【法第22条の3の3】
- ② 延べ面積300㎡を超える建築物について、一括再委託の禁止【法第24条の3】
- ③ 国土交通大臣の定める報酬の基準に準拠した契約締結の努力義務化【法第22条の3の4】
- ④ 設計業務等に関する損害賠償保険の契約締結の努力義務化【法第24条の9】

II 管理建築士の責務の明確化による設計等の業の適正化

- ① 管理建築士の責務を下記のとおり明確化【法第24条】
 - ・受託する業務等の選定
 - ・業務の実施者の選定
 - ・提携先等の選定
 - ・事務所の技術者の管理

② 建築士事務所の開設者に対する管理建築士が述べる意見の尊重義務化【法第24条】

III 免許証の提示等による情報開示の充実

- ① 建築主からの求めに応じた免許証提示の義務化【法第19条の2】
- ② 建築士免許証の記載事項等（定期講習の受講履歴、顔写真）に変更があった場合の書換え規定の明確化【法第5条、法第10条の2の2】

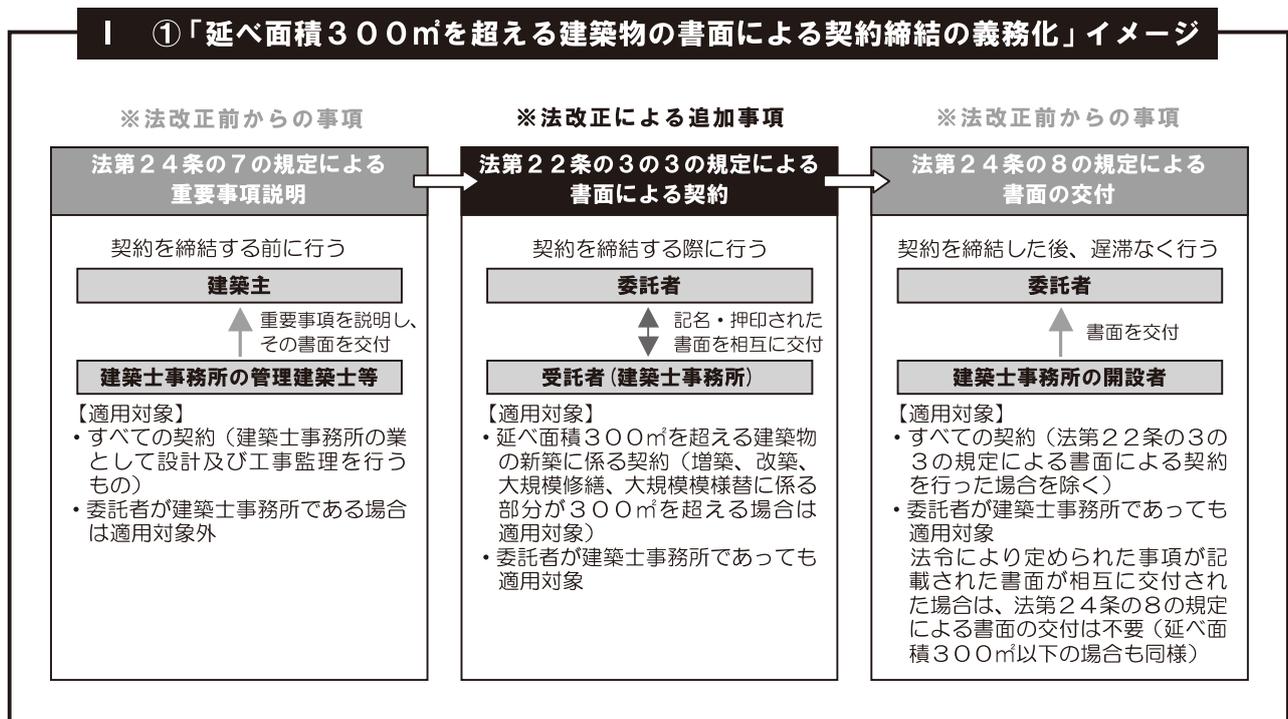
IV 建築設備に係る業務の適正化

法律上に「建築設備士」の名称を規定し、建築士が延べ面積2,000㎡を超える建築物の建築設備について建築設備士の意見を聴くことを努力義務化【法第2条、法第18条】

V その他の改正事項

- ① 建築士事務所に係る欠格要件及び取消事由に、開設者が暴力団員等であることを追加【法第23条の4】
- ② 建築士に対する国土交通大臣・都道府県知事による調査権の新設【法第10条の2】
- ③ 建築士事務所の所属建築士を登録事項とし、変更した場合は届出義務化（3ヶ月以内）【法第23条の2、法第23条の5、附則第3条】

※これらの他、重要事項説明における説明事項及び工事現場における確認の表示に建築士事務所の区分等を追加する等、所要の改正が行われます。



県内

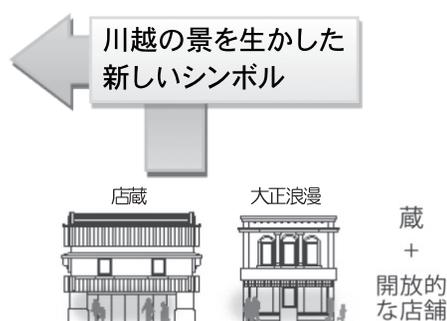
プロジェクト紹介①

「西部地域振興ふれあい拠点施設」の整備について

埼玉県都市整備部営繕課・設備課

西部地域振興ふれあい拠点施設（仮称）整備事業は、埼玉県と川越市が共同し、地域の活性化やにぎわいの創出を図ることを目的に、地域産業の振興に加え、文化芸術の振興や地域住民の活動・交流を促進するための県及び市の公共施設と、民間事業者による、民間にぎわい施設を整備するものです。

基本コンセプトに“多彩なふれあいによる地域活力の創造拠点”をかかげ、これからの公共施設を先導し、魅力的なまちづくりのシンボルとなる施設を目指しました。



■施設構成

【埼玉県】 創業支援ルーム（25室）、交流支援施設（多目的ホール）、商工団体等施設、県地方庁舎（川越比企地域振興センター、川越県税事務所、西部教育事務所、川越農林振興センター、西部環境管理事務所、消費生活支援センター川越、パスポートセンター川越支所、川越建築安全センター）

【川越市】 文化振興拠点施設（大ホール、ホワイエ、リハーサル室、楽屋）、市民活動・生涯学習施設、男女共同参画推進施設、南公民館、証明センター、子育て支援センター、市民相談室、産業観光コーナー、喫茶室

■大ホール（客席数 最大 1712 席）

- ①浮雲天井と木質系の側壁による一体感のあるホール
- ②多彩な音場を持つホール形状
 - ・側壁に挟まれた1,2階席の拡がり感のある音
 - ・3階バルコニー席の柔らかく響く音
- ③充実したホール関連施設
 - ・出演者の快適性を追求した楽屋スペース
 - ・ミニコンサートが可能なリハーサル室



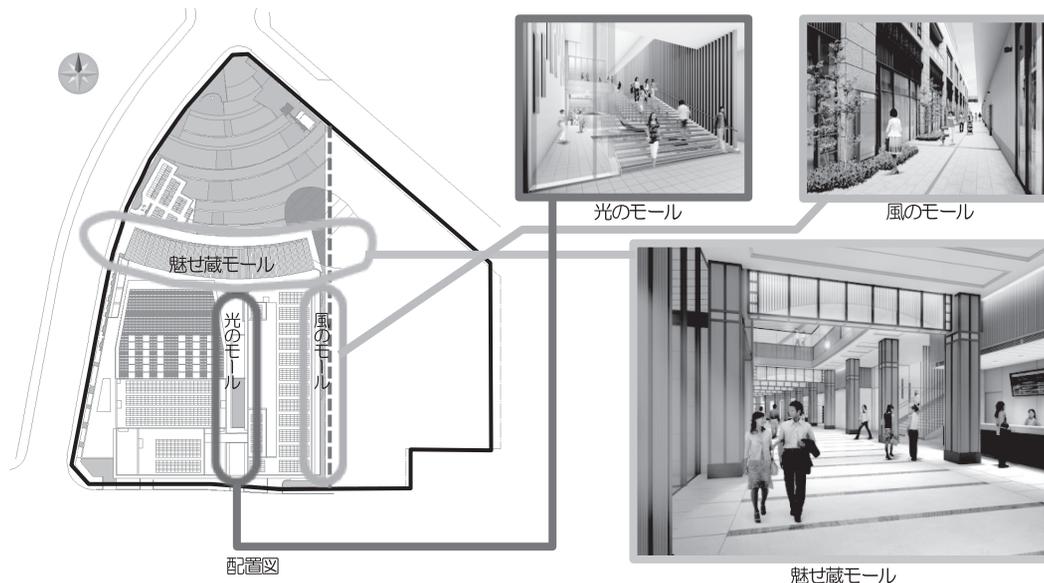
■多目的ホール（客席数 最大 800 席）

- ①交流支援機能としてのマルチスペース
- ・講演会、展示会、簡単な舞台芸術発表の場
 - ・移動間仕切りによる部屋の分割利用
 - ・パントリー、控室等の裏方諸室を整備



○モール空間

3つのモールがそれぞれの施設の独立性を保ちながら、連続的な相互利用を促進します。



■施設的环境配慮（CO₂の削減→約 1,000 t / 年（森林約 200ha 分））

○地中熱利用

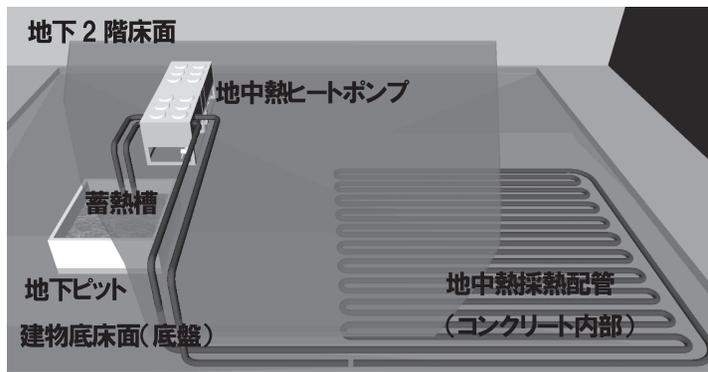
- ・削減量 年間約 45,000kWh
- ・年間を通じて安定した温度（約 16 度）を保つ地中熱を利用
→夏は冷房、冬は暖房
- ・全電力使用量の約 1 %を削減
- ・夏期ピーク電力の約 5 %をカット

○太陽光発電

- ・発電量 一般家庭約 66 世帯分
- ・屋上及び壁面に約 3 0 0 kW 設置
- ・全電力使用量の約 7 %に相当し、夏期ピーク電力の約 1 1 %をカット
- ・災害時に停電した場合、本システムで発電した電気を建物内の一部で使用可能

○雨水利用

- ・利用量 年間約 15,000 t
- ・雨水などを建物地下に貯留し、トイレの便器洗浄水に利用



■施設概要

【構造規模】SRC造地上 6 階地下 2 階 【敷地面積】14,696.39 m² 【延床面積】40,211.13 m²

【事業期間】平成 2 4 年 1 2 月 2 6 日 ～ 平成 2 7 年 3 月 2 7 日

【事業費】 約 1 5 8 億円

県内

プロジェクト紹介②

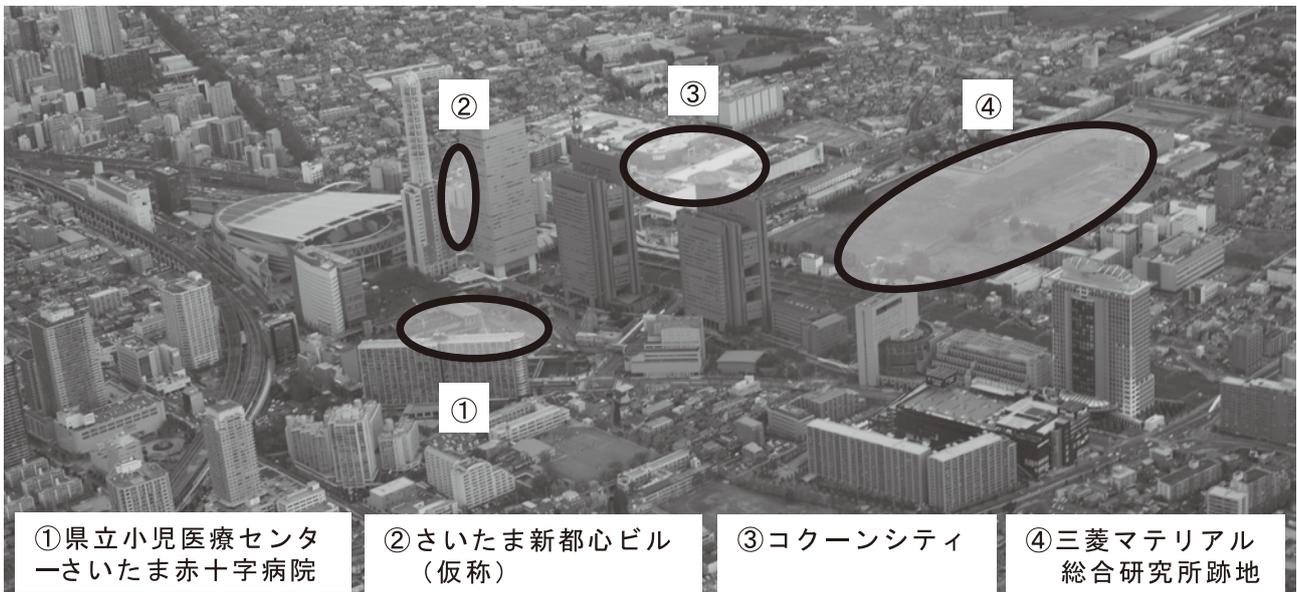
「さいたま新都心」の整備状況について —街びらきから15年を迎えて—

埼玉県都市整備政策課

さいたま新都心は、平成12年の街びらきから今年で15年目を迎えます。

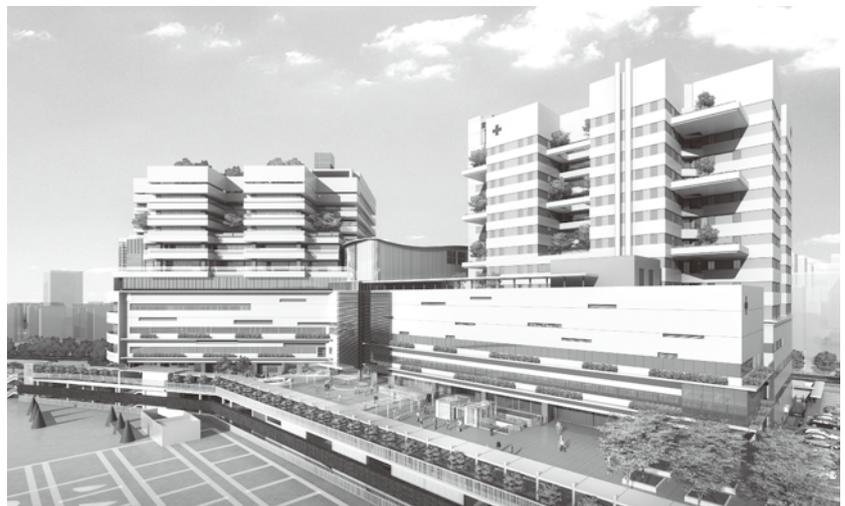
さいたまスーパーアリーナでは、音楽・スポーツのイベントや展示会などが数多く開催され年間280万人以上の方々が来場しています。

また、さいたま新都心地区内及び周辺地域では、引き続き施設の整備が進められています。



さいたま新都心地区航空写真

現在、さいたま新都心の西側の8-1A街区(①)では、県立小児医療センターとさいたま赤十字病院の建設が進められています。2つの病院が連携することにより、高度な周産期医療と救命救急医療を提供する安心・安全の医療拠点としての役割が期待されています。



県立小児医療センター・さいたま赤十字病院イメージパース



さいたま新都心ビル（仮称）イメージパース

東側地区（③）では、現在、片倉工業（株）による第2期開発が進められており、現在建設中の新ショッピングセンター、コクーン2は4月にオープンする予定となっています。なお、これに合わせてエリア名称もコクーンシティと変更し、現コクーン新都心をコクーン1とします。



コクーン2イメージパース

また、さいたま新都心周辺の開発として三菱マテリアル総合研究所跡地（④）の産業道路側の一部に独立行政法人造幣局の東京支局や大宮警察署が移転することになっており、造幣局には博物館も併設されます。中山道側の部分については土地区画整理事業と公園事業が計画されており、3月に都市計画決定されました。

この区域内には防災機能を持った都市公園や公共公益施設の整備、商業・業務施設などの建設が予定されています。

結びに、さいたま新都心地区では、ツール・ド・フランスさいたまクリテリウムが開催され、また、さいたまスーパーアリーナで2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会のバスケットボール競技の開催が検討されているなど埼玉の顔として今後ますます発展を遂げていきます。

※使用しているパースは全てイメージであり、変更となる場合があります。

県内

プロジェクト紹介③

大宮駅周辺と西口のまちづくりについて

1. 地区の状況

大宮駅周辺地域は、一日当たりの乗降客数が65万人を超える東日本有数のターミナル駅である大宮駅を有する県下最大の商業・業務地であり、本年3月の北陸新幹線と上野東京ラインの開業により、さらなる乗降客数の増加が期待されています。また、初詣の参拝客数が全国9位の大宮氷川神社や延長2キロメートルに及ぶ氷川参道、近隣には見沼田圃が広がる緑豊かな資源が存在するなど、都市として高いポテンシャルを有しています。

その一方、長い間、まちの更新が進んでおらず、慢性的な交通渋滞が発生しているとともに、土地の細分化や建物の老朽化が進むなどまちづくり課題が生じています。

2. 「大宮駅周辺地域戦略ビジョン」の策定

このような状況のもと、大宮駅周辺を本市の「顔」にふさわしい地域に整備していくことを目的に「大宮駅周辺地域戦略ビジョン」を平成22年5月に公表しました。策定にあたっては、策定委員会、地元、行政の三位一体の検討体制のもと、徹底して市民参加型の策定作業を実施してきました。

本ビジョンでは、民間と行政の協働によって地域が目指すべきまちの将来像に「東日本の顔となるまち」、「おもてなし、あふれるまち」、「氷川の杜、継ぐまち」を掲げ、これらの将来像の実現に向けた「戦略」を示し、まちづくりを着実に動かしていくための「優先的に取り組むべきプロジェクト」を位置づけています。

「大宮駅周辺地域戦略ビジョン」の策定を契機として、市民・事業者の皆様と行政との推進体制を確立し、多様な都市活動が展開され、市民が誇りに思えるとともに、来街者が楽しめるまちを目指して取り組んでいます。

将来像を実現するための戦略

- ・まちづくり戦略
→まちの機能や空間に関する戦略
- ・交通戦略
→歩行者や自転車、自動車等の交通に関する戦略
- ・推進戦略
→ビジョンの円滑かつ効果的な推進に関する戦略

優先的に取り組むべきプロジェクト

- ・「おもてなし歩行エリア」の形成
- ・「おもてなしひろば」の創出
- ・複合的な事業促進による「おもてなしまち再生」
- ・公共施設再編による「連鎖型まちづくり」



※戦略ビジョン表紙

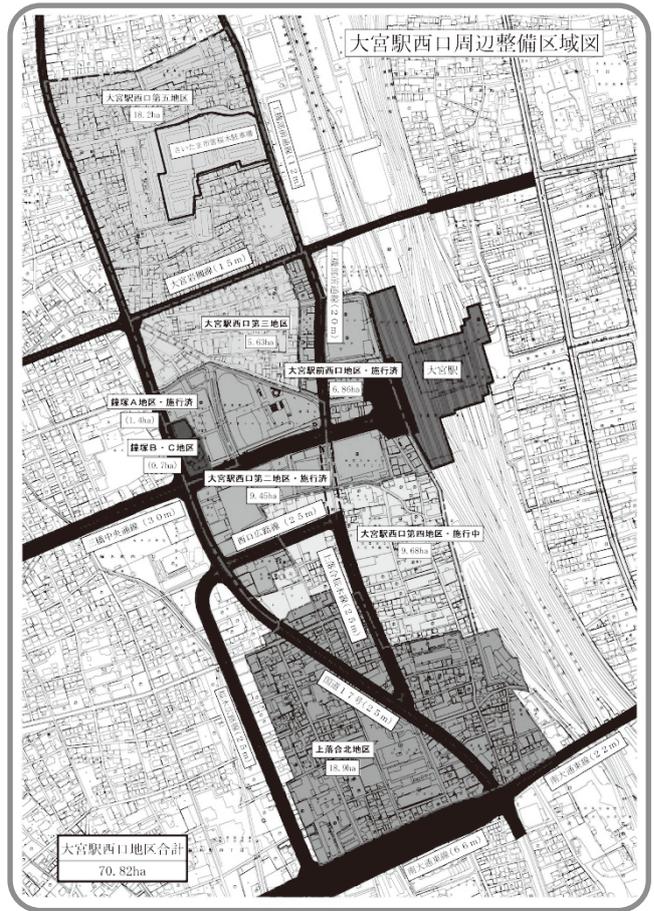
3. 大宮駅西口地区のまちづくりの経緯

大宮駅西口のまちづくりは、昭和 57 年の東北・上越新幹線、昭和 58 年の埼玉新交通システム・ニューシャトル、昭和 60 年の埼京線の開通に合わせ、土地地区画整理事業を実施し、平成 2 年 5 月に駅前の 2 地区で事業が完了しました。

これらの事業により、基盤整備が整い、大型デパートや専門店、金融機関等が進出するとともに、「ソニックシティ」や「JACK大宮」等の完成により、広域的な商業・業務機能や交流機能などの集積が進み、今日に至っております。

大宮鐘塚地区では、平成 5 年 2 月に市街地再開発事業の都市計画決定を行い、このうち「シーノ大宮」を含むA地区が、平成 16 年 2 月に竣工しました。

現在、施行中の大宮駅西口第四土地地区画整理事業は、大宮駅西口の南側に位置しており、面積が約 9.68ha の地区で、駅前の整備済みの地区とあわせてさいたま市の「顔づくり」の一環として、面的基盤整備を行い、都心地区にふさわしい居住環境の形成などを目指し、平成 30 年度の事業完成に向けて事業を進めています。

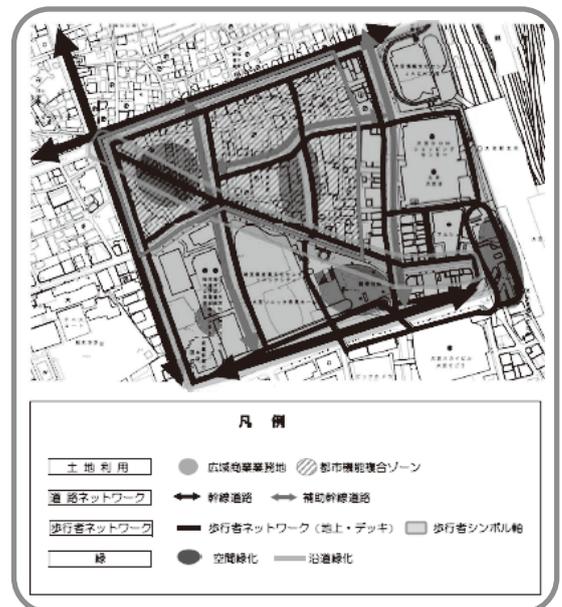


4. 今後のまちづくり

「ソニックシティ」の北側に位置している第三地区では、平成 25 年 11 月に、地域の将来像の実現に向けた都市づくりを推進するため、「大宮駅西口第三地区まちづくり方針」を策定しました。この方針では、「にぎわいのある、安心・安全なまち」を目指すまちのイメージとし、約 5.63ha の第三地区を 6 ブロックに区分し、各ブロック単位で計画的・段階的なまちづくりを推進することとしています。

現在、この方針に基づき第三地区では、2 つの地区で市街地再開発事業を目指し、準備組合が鋭意、事業を推進しています。

さいたま市では、今後も、良好な市街地を形成するため、地区の骨格をなす道路空間の整備を進めるとともに、市街地再開発事業等による建築物の共同化に対し、積極的に支援を行い、まちづくりを推進していきます。



告知板

H27.4.1から競争入札参加者心得に一般競争入札における【同族企業の同一入札への参加制限】を追加します。

埼玉県総務部入札課

1 建設業を取り巻く現状

一般競争入札において同族企業が同一入札に参加することを禁止する。

2 同族企業

「同族企業」とは次のアからウのいずれかに該当する会社とする。

ア 資本関係は次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する場合

ただし、子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社。以下「子会社」という。）又は子会社の一方が更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社。以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

(ア) 親会社（会社法第2条第4号に規定する親会社。以下「親会社」という。）

と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

会社法 第2条(抜粋)

三 子会社 会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社がその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。

四 親会社 株式会社を子会社とする会社その他の当該株式会社の経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。

イ 人的関係は次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する場合

ただし、(ア)は会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

(ア) 一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法

第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

役員とは次の者とする。

- 1 会社の代表権を有する取締役
- 2 取締役（社外取締役を含む。ただし委員会等設置会社の取締役を除く。）
- 3 委員会等設置会社における執行役又は代表執行役
- 4 名称が異なっても1から3のいずれかの職務権限等に該当する者
ただし、監査役、執行役員は役員としない。

ウ その他

上記ア及びイ以外で上記ア又はイと同等な資本関係又は人的関係がある者と発注者が判断した場合

3 共同企業体の場合

共同企業体の場合、他の共同企業体との構成員同士、又は共同企業体の構成員と単体企業が同族企業同士の場合は同族会社の構成員を含む共同企業体を同族企業と扱う。

4 入札を無効とする例

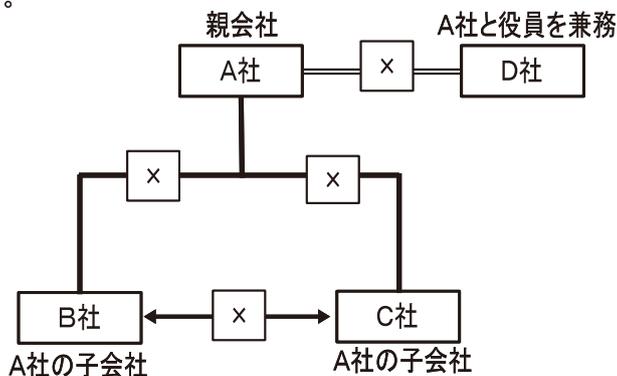
同族企業が同一入札への参加した場合、競争入札参加心得に違反した入札として、同族企業（両会社）の入札を無効とする。

(1) 単体企業の場合

ア A社とB社（又はC社）は同族企業同士のため、A社とB社（又はC社）が同一入札に参加した場合、A社及びB社（又はC社）が行った入札は無効とする。

イ B社とC社は同族企業同士のため、B社とC社が同一入札に参加した場合、B社及びC社が行った入札は無効とする。

ウ A社とD社は同族企業同士のため、A社とD社が同一入札に参加した場合、A社及びD社が行った入札は無効とする。



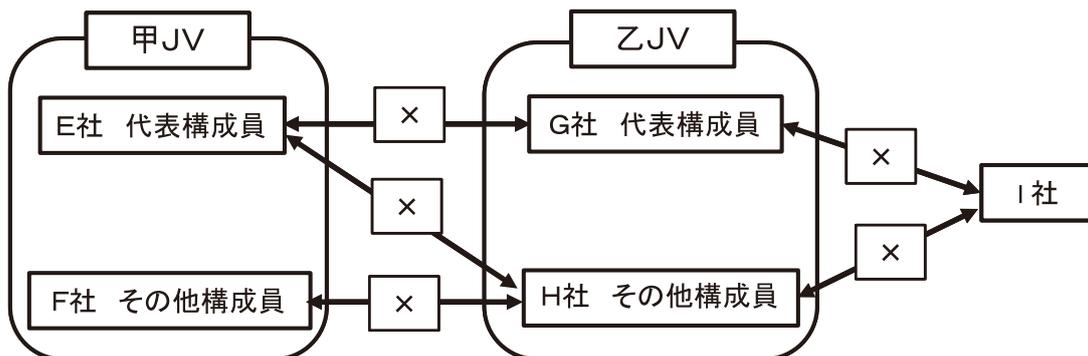
(2) 共同企業体の場合

ア E社とG社が同族企業同士であり甲JVと乙JVが同一入札に参加した場合、甲JV及び乙JVが行った入札は無効とする。

イ E社とH社が同族企業同士であり甲JVと乙JVが同一入札に参加した場合、甲JV及び乙JVが行った入札は無効とする。

ウ F社とH社が同族企業同士であり甲JVと乙JVが同一入札に参加した場合、甲JV及び乙JVが行った入札は無効とする。

エ I社とG社（又はH社）が同族企業同士であり乙JVとI社が同一入札に参加した場合、乙JV及びI社が行った入札は無効とする。



建設業担い手育成事業について

埼玉県県土整備部建設管理課

1 建設業を取り巻く現状

建設業は、地域のインフラの整備や維持管理等の担い手であると同時に、地域経済・雇用を支え、災害時には最前線で地域社会の安全・安心の確保を担う地域の守り手として、県民生活や社会経済を支える大きな役割を担っています。

一方、近年の建設投資の急激な減少等によるダンピング受注や下請企業へのしわ寄せなどを背景として、現場の技能労働者の減少、若手入職者の減少、高齢化の進行等の問題が発生しています。

このような中、埼玉県県土整備部では、平成26年度から27年度にかけて建設業団体7団体と連携して、技術者・技能労働者の処遇改善や職場定着につながる研修・講習を実施し、建設業担い手育成の推進に取り組みます。



若手社員フォローアップ研修

2 各団体の取組

建設業団体7団体の取組（予定）は、次のとおりです。

(一社)埼玉県建設産業団体連合会	・ 中堅社員スキルアップ研修 ・ 職長安全責任者講習
(一社)埼玉県建設業協会	・ 1級土木・建築施工管理技士資格取得支援研修 ・ 若手社員フォローアップ研修 など
(一社)埼玉県電業協会	・ 1級・2級電気工事施工管理技士資格取得支援研修 ・ 第一種・第二種電気工事資格取得支援研修 など
(一社)埼玉県造園業協会	・ 1級・2級造園施工管理技士資格取得支援研修 ・ 1級・2級造園技能士資格取得支援研修
(一社)日本塗装工業会埼玉県支部	・ 1級・2級建築施工管理技士資格取得支援研修 ・ 1級・2級建築塗装技能士資格取得支援研修
(一社)埼玉県鳶・土木工業会	・ 1級・2級とび技能士資格取得支援研修
埼玉県電気工事工業組合	・ 1級電気工事施工管理技士資格取得支援研修

3 おわりに

この事業は、資格取得等を通じての処遇改善と職場定着をねらいとしています。技術者にとっては、資格を取得し責任ある業務に従事することは、やりがいや所得の向上などにもつながります。企業にとっては、現場技術者の増加や工事の品質向上により業績アップが期待できること、若手への技術継承ができること、社員の定着につながることを期待されます。皆様の積極的な御参加をお待ちしています。

スキルアップコーナー



埼玉県総合技術センター

埼玉県総合評価方式 平成27年5月1日公告から、評価の重点化をします!!

平成27年度の総合評価方式活用ガイドライン改定に伴い、次の2項目が大きく変わります。総合評価方式の簡易型自己採点の場合、間違えによる“取りこぼし！”に注意しましょう。

① 難工事完了実績に係る評価の重点化

難工事完了実績の実績数に応じて加点【最大3点】

現 行	過去2年度間に難工事の完了実績がある	1点
-----	--------------------	----



平成27年度 (5月1日以 降公告から)	過去1年度間に3件以上の難工事完了実績がある	3点
	過去1年度間に2件の難工事完了実績がある	2点
	過去1年度間に1件の難工事完了実績がある	1点

※実績の評価対象は過去1年度間になっていることに注意してください。

② インターンシップ受入実績に係る評価の重点化

インターンシップ受入、ボランティア両方の実績があれば【2点】を加点

現 行	過去2年度間にボランティアまたはインターンシップ受入実績がある	1点
	過去1年度間に県が推進する研修の参加実績がある	0.5点



平成27年度 (5月1日以 降公告から)	過去2年度間にインターンシップ受入実績、ボランティア実績の両方の実績がある	2点
	過去2年度間にインターンシップ受入実績、ボランティア実績どちらかの実績がある	1点
	過去1年度間に県が推進する研修の参加実績がある	0.5点

※実績の評価は表中のいずれか1つのみとなります。

※インターンシップの評価対象は「大学、高校、専修学校、各種学校、高等技術専門学校等」とし、学校から受入証明書が発行される場合に評価します。

- 「県が推進する研修」、「インターンシップ受入証明書の様式」など詳しくは、埼玉県ホームページ上で、「総合評価方式トップページ」で検索し、御確認ください。

工事成績高得点のポイント

新年度のスタートにあたり、ポイントを知って、工事成績の高得点を目指しましょう！

ポイント＝【契約の適正な履行の確認ができること】

検査では、契約図書や関連規定に則して出来形・品質が確保できていることを検査員が確認できることが重要なポイントです。

①中間検査、監督員による段階確認、写真を活用して、検査員が出来形、品質、施工状況が確認できる資料をつくりましょう。

例えば、施工状況の写真等においても、施工計画書に記載した方法どおりに施工されていることが分かるよう、ポールを立てるなど盛土の転圧厚や混合深さなどが具体的に確認できる工夫をしましょう。

また、監督員の段階確認や中間検査における基準高測定の際には、測定状況の写真だけではなく測定値を黒板に書くなどして記録に残しましょう。

②工事成績評定要領（考査項目別運用表）を参考にしましょう。

工事成績評定要領（考査項目別運用表）には、施工体制から工種別の品質、出来映え等、監督員や検査員の具体的な評価項目等が記載されています。参考にして適切な施工管理に努めましょう。

なお、埼玉県ホームページの「土木工事成績評定要領・建築工事成績評定要領」をご覧ください。

③過去の工事検査における注意・指導事項等を参考にしましょう。

総合技術センターホームページに「工事検査における注意・指導事項等」を掲載していますので参考にしてください。

良いものを（品質を高く）早く（タイムリーに）安く（適正な価格で）安全に（無事故・無災害に）！

（お問合せ先）

■総合評価に関すること 埼玉県総合技術センター代表 048(788)2899 総合評価担当(南部、東部、西部地域)
熊谷県土整備事務所駐在 048(533)8431 総合評価担当(北部地域)

■工事検査に関すること 埼玉県総合技術センター代表 048(788)2899 工事検査担当(土木、農林、建築、設備)

講習会案内

団体名	講習予定日	講習名	会場
(一社)埼玉県造園業協会 048-864-6921	7月中～下旬の2日間	1・2級造園技能検定学科及び要素講習会	建産連研修センター
埼玉県電気工事工業組合 048-663-0242	4/27 5/12・19・26 6/4	1級電気工事施工管理技士受験(学科)	埼玉電気会館
	5/14・15	消防設備士甲種4類受験	埼玉電気会館
	5/28・29	高圧・特別高圧電気取扱者特別教育(学科)	埼玉電気会館
	6/1・2・3	小型移動式クレーン運転技能	(一財)江南クレーン 技能教習所(熊谷市)
	6/8・9	現場代理人管理技術基礎	埼玉電気会館
	6/10	第二種酸素欠乏危険作業従事者特別教育	埼玉電気会館
	6/16・17	高所作業車運転技能	(株)アイチ研修センター 上尾教習所(上尾市)
	6/22・29 7/6・27	第3種電気主任技術者受験	埼玉電気会館
	6/25・26	設計・積算・原価管理技術	埼玉電気会館
	7/1・2	職長・安全衛生責任者教育	埼玉電気会館
建設業労働災害防止協会 埼玉県支部 048-862-2542	4/21～23 6/9～11	地山の掘削及び土止め支保工作業主任者 技能講習	県民活動総合センター
	4/16～17 6/3～4	足場の組立て等作業主任者技能講習	県民活動総合センター
	4/24	自由研削といしの取替え等に係る特別教育	建産連研修センター
	5/19～20	石綿作業主任者技能講習	県民活動総合センター
	5/22	施工管理者等のための足場点検実務者研修	建産連研修センター
	学科 5/26～27 実技 5/28	高所作業車運転技能講習	県民活動総合センター 関電工埼玉支店研修所
	5/29 6/26	建設業等における熱中症予防指導員研修	県民活動総合センター
	4/14～15 5/14～15 6/24～25	職長・安全衛生責任者教育	建産連研修センター
	5/30	車両系建設機械(解体用)運転技能特例指定講習 (第1種)・(第3種)	県民活動総合センター
	6/2	建設工事統括安全衛生管理講習	建産連研修センター
	6/17～18	木造建築物の組立て等作業主任者技能講習	県民活動総合センター
	7/8～9	型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習	県民活動総合センター
	(一社)埼玉県建設産業団体連合会 048-866-4301	4/23 5/26 6/18	職長等安全衛生レベルアップ講座

※詳細は各団体へ直接お問い合わせください。

防災コーナー

「防災への取り組み」

一般社団法人 埼玉県電業協会
事故防止対策委員長 町田浩征

当協会では、阪神淡路大震災での非常事態の発生を教訓として、人命尊重を第一にライフラインの重要な役割を持つ電気設備工事技術者の団体として、どのように県民の皆様の安心と安全に協力できるかを検討し、平成13年3月に「電気工事災害復旧対策計画書」を策定しました。埼玉県や各市町村等の公共施設最優先に、災害復旧工事（ライフライン電気部門）の要請をうけた場合に出動する内容でした。

それから4年後の平成17年9月には、埼玉県知事との「災害時における電気設備等の応急復旧対策業務に関する協定書」の締結に至っております。これを本協定とし、埼玉県総務部管財課長を始め20課所長と細目協定を結び、それぞれに円滑な対応できるよう体制を整えております。

この協定に基づいて、地震、風水害、その他の災害（事故災害等）において配備体制をとるため、毎年、正会員の各社の実働データを調査し、「災害実働マニュアル」を発刊し、各関係箇所へ配布しております。

また、会員の意識を高めるために「災害復旧対策講習会」を開催しております。本年は、第1部に「埼玉県の防災について」第2部に「被災して、被爆して、それでもこの街で生きていく 3.11 東日本大震災を経験して見えてきたこと」第3部に「災害時の実働について」の三部構成で行いました。特に、福島県電設業協会いわき支部蛭田氏より、実情にせまる教訓をお話しいただき考えさせられる御講演でした。

これからも、協会正会員一同、県民のためにでき得ることを思案し実践していきたいと思っております。



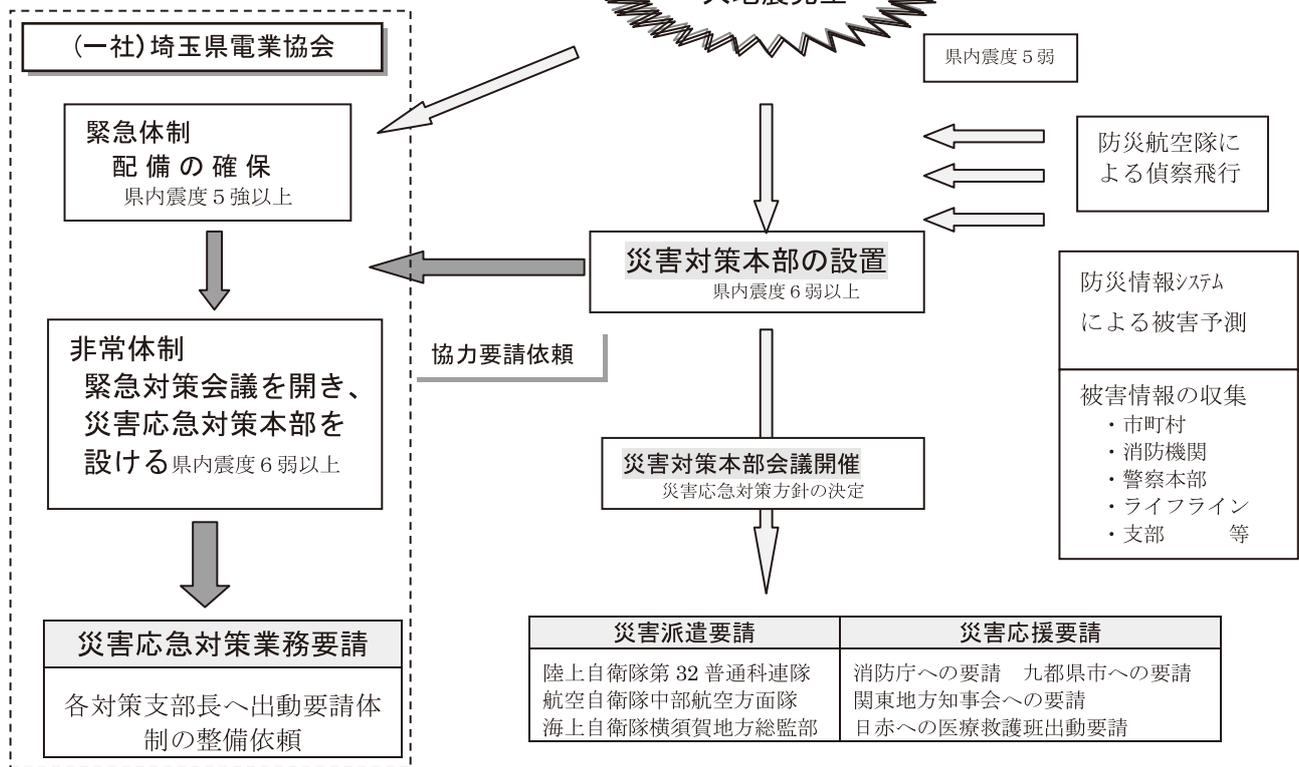
講習時に「福島の記録」パネルを展示

災害時の配備体制

[地震発生時]・[その他の災害（風水害等）]

埼玉県配備種別	埼玉県電業協会 配備種別	配備基準	
情報収集体制	—	県内に震度5弱の地震発生	災害が発生または発生が予想される（台風直撃等）場合
警戒体制	第1配備	県内に震度5強の地震発生 「東海地震注意情報」の発表	災害が発生または大規模災害発生が予想される場合
非常体制	第2配備	県内に震度6弱以上の地震発生 「東海地震予知情報」の発表	相当規模の災害が発生または予想される場合

災害対策本部の初動フロー（大地震の場合）



建産連会員の埼玉県との防災協定締結状況

団体名	協定名	締結年月
	協定内容	
(一社)埼玉県建設業協会	災害時における応急対策業務に関する基本協定	平成21年4月1日
	県が管理する道路、河川等の公共土木施設等における応急対策業務に関し、災害の拡大防止と被害施設の早期復旧について、迅速にかつ的確に対応する。	
(一社)埼玉県電業協会	災害時における電気設備等の応急対策業務に関する協定	平成17年9月22日
	地震・風水害・その他の災害において、県の管理する施設の電気設備の機能確保及び復旧を図る。さらに埼玉県総務部管財課をはじめ20課所長と細目協定を締結している。	
埼玉県電気工事工業組合	災害時における電気設備等の復旧に関する協定	平成19年3月29日
	埼玉県内における災害時の公共施設等における電気設備等の復旧活動及び電気に関する事故の防止に関する協定。	
(一社)埼玉県空調衛生設備協会	災害時における給排水設備等の応急対策業務に関する協定	平成18年3月27日
	地震・風水害・その他災害が発生したとき、県の管理する施設の給排水設備等の機能確保及び復旧を図る。	
(一社)埼玉県測量設計業協会	災害時における被害状況調査業務に関する協定	平成19年3月26日
	大規模地震や風水害、その他の災害によって、公共施設（県が管理する道路施設、河川施設、公園施設、水道施設、下水道施設、県営住宅、県立病院、県立学校、県庁舎及び県地方機関の庁舎）に被害が発生したとき、又は、そのおそれがあるときの調査業務。	
埼玉県地質調査業協会	災害時における地質調査業務に関する協定	平成21年3月24日
	大規模地震・風水被害・その他の災害 埼玉県が必要と認める公共施設に災害発生した時の地質調査業務。	
(一社)埼玉県建設産業団体連合会	災害時における応急対策業務に関する応急仮設住宅の建設に関する防災協定	昭和63年12月27日
	災害時に応急仮設住宅の建設に関し、建設資材労力等を提供する。	

建産連 だより

県庁新年挨拶回りを実施

当建産連と埼玉県建設業協会の正副会長らによる県庁新年あいさつ回りが、1月8日午後2時から行われた。

建産連からは古郡会長をはじめ、高橋、高岡副会長と関根顧問が出席、埼玉県建設業協会からは真下会長以下、島田、星野、山口、伊田、山口、野中副会長が出席、揃って県土整備部を訪問したのを皮切りに、知事、両副知事、都市整備部長らを訪問した。

柳沢県土整備部長を囲んでの懇談の中では、古郡会長が「社会に必要とされる企業・団体をめざし、県民の安全・安心確保に引き続き取り組んでいく」、真下会長が「従業員の待遇改善をはじめとする諸課題に取り組んでいくのご指導ご鞭撻を」と決意の一端を述べたのに対し、柳沢部長は「本格的な降雪シーズンを迎えるが、地震対策同様備えをお願いしたい。また、現在予算編成作業が進められているが、少しでも増額となるよう頑張っていく」と述べるとともに、「かねてより業界から要望のあった平準化発注に向け、初の試みとして年度内の設計・積算作業に取り組んでいる」ことを明らかにした。

なお、1月16日には関東地方整備局へのあいさつ回りも行われた。



工事成績アップの ポイント学ぶ

建設産業研修会開催

平成26年度第2回目の「建設産業研修会」が1月26日午後1時30分から、他団体との共催により建産連研修センター大ホールで開催され、約165人が参加した。

今回は、建設経営サービスの黒図茂雄氏を講師に招き「工事成績アップのポイント」をテーマに講演をいただいた。黒図講師は、改正品確法など担い手三法の改正に触れた後、「総合評価方式において工事成績評価が大きなウェートを占めるようになってきており、受注競争を生き抜くためにも工事成績評価の底上げが最重要課題となっている」とし、①監督員の業務②工事成績評価の仕組み③監督員への対応④施工中の書類作成⑤施工計画書の作成ポイント⑥出来形・品質管理のポイント⑦検査対応のポイントなど、工事成績評価の実施状況や仕組みについて解説するとともに、発注者への対応や書類の作成方法や現場管理のあり方など、具体的な対応について講演を行った。

なお、今回の研修はCPDが適用され、受講者には2ユニットが付与された。



建産連ニュース第143号 の発行について協議

広報委員会

本年度4回目の広報委員会が1月22日午前11時から、建産連研修センター103会議室において開催された。

【議 題】

「建産連ニュース」第143号の発行について

このほど発行された1月号（ニューバージョン）について、特に意見なく了承された。

「建産連ニュース」第144号の編集案について4月に発行する第144号の編集案について、特に意見なくこれを了承した。



連合会日誌

平成27年1月 5日(月)	仕事始め
1月 6日(火)	『豊かな埼玉をつくる県民の集い』新年賀詞交換会
1月 8日(木)	新年ご挨拶（於：県庁知事他関係部長）
1月14日(水)	埼玉県建設業協会新年賀詞交換会
1月19日(月)	全国建産連 理事会・評議員会
1月20日(火)	「埼玉県暴力追放・薬物乱用防止埼玉県民大会」
1月21日(水)	埼玉県みどりの団体合同賀詞交歓会
1月22日(木)	広報委員会「建産連ニュース第143号の発行について」等を協議
1月26日(月)	公明党埼玉県本部新春賀詞交歓会
1月27日(火)	(社)埼玉県建築安全協会新年賀詞交歓会
1月28日(水)	(社)埼玉県建築設計事務所協会新春賀詞交歓会
1月29日(木)	埼玉県電気工事工業組合新年懇親会
1月30日(金)	(社)埼玉県測量設計業協会新春賀詞交歓会
2月 6日(金)	ものづくり大学 埼玉県地域連絡協議会
2月10日(火)	関東地方整備局 関東地方社会保険未加入促進推進協議会
3月12日(水)～13日(木)	中堅職員フォローアップ研修 9人参加
3月18日(水)	全国建産連 総務・広報・構造改善委員会合同会議
3月20日(金)	(財)埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センター理事会
同 日	建設産業入職促進セミナー 17人参加
3月24日(火)	第4回理事会 平成27年度事業計画・収支予算等の議決、承認
同 日	経営指導委員会 「団体」に求めるニーズ把握調査の結果等を協議

会員だより

○東日本建設業保証(株)埼玉支店

建設企業の経営に役立つ小冊子のご案内

～「マンガでわかる 若手技術者育成のための原価管理ハンドブック」を刊行～

当社では、建設企業の経営に参考になる小冊子が無償でご提供しておりますが、このたび、新たに「マンガでわかる 若手技術者育成のための原価管理ハンドブック」を刊行いたしました。

本冊子は、主に若手技術者や指導担当者を対象とした「原価管理」の入門書であり、工事現場で利益を出すための「原価管理」について、その仕組みと実践方法をマンガによりやさしく解説している点が特徴です。建設企業にとって現場が利益の源泉であり「原価管理」を用いることによって、より多くの利益を生みだすことが理解できるものと思われま

す。なお、本冊子は4章で構成されており、各章のタイトルは次のとおりです。

- 第1章：原価管理とは
- 第2章：原価管理の重要性
- 第3章：現場の意識改革
- 第4章：原価管理による育成



また、当社ではこの他に人材育成に関して次の小冊子も発刊しております。若手技術者の育成・確保が建設業界の課題となる中で、地域建設企業の皆様が自社の社員教育などでこれら小冊子の活用をおすすめいたします。

○「建設フレッシュマン GUIDE BOOK」(平成26年1月発刊)

建設フレッシュマンにとって、必要とされる社会人としての基本、仕事の基本、職場の基本や建設業についての基本についてわかりやすく解説しています。

○「<新>現場代理人育成ハンドブック」(平成25年11月発刊)

現場代理人の職務や、利益を上げていくために求められる洞察力や営業力、施工力といった能力の向上策、企業に求められる現場代理人の育成環境づくりなど解説しています。

小冊子ご希望の方は当社埼玉支店までお気軽にお問い合わせください。

お問い合わせ先

東日本建設業保証(株)埼玉支店

〒330-0063 さいたま市浦和区高砂 4-3-15 KSビル5階

TEL : 048-861-8885 FAX : 0120-027-336

URL <http://www.ejcs.co.jp/>

○建設業労働災害防止協会埼玉県支部
ーリスクアセスメントに基づくー
三大安全宣言運動 埼玉《RA-3S運動》

1 運動実施について

当協会では、平成25年度より、現場において考えられる三つの労働災害を特定し、その要因に対しリスクアセスメント手法を用いて、具体的な危険性・有害性の低減対策を講じ、災害ゼロを目標とする『三大安全宣言運動 埼玉』を実施しており、平成27年度においても、引き続き『三大安全宣言運動 埼玉』を実施してまいります。

さらに、県内建設業の労働災害発生状況を見ると、鉄骨工事、木造建築工事等、小規模工事においても多くの災害が発生していることから、より多くの事業場に参加して頂けるよう運動の展開を行っていくこととしております。

2 期間

実施期間：平成27年4月1日～平成28年3月31日

強調月間：平成27年9月1日～平成27年9月30日

3 運動の実施方法

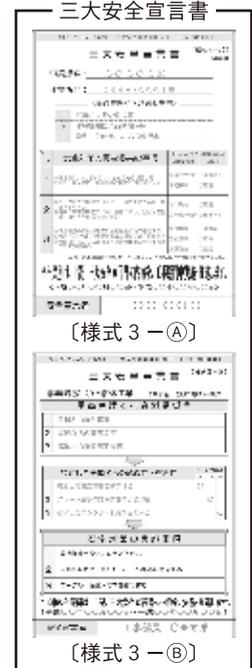
賛同事業場は、運動推進責任者を選任し、賛同書〔様式1〕により運動の参加を表明する。

選任された運動推進責任者は、事業所並びに作業所において本運動実施の為の支援を行う。

作業所長又は事業者は、現場特有の三つの労働災害を特定し三大安全宣言書〔様式3〕を作成する。

（〔様式3〕を作成する際、三大安全宣言データシート〔様式2〕を使用した場合は〔様式3-①〕、使用しない場合は〔様式3-②〕にて宣言書を作成する。）

作成した〔様式3〕は、見やすい場所へ掲示し作業関係者へ周知する。（会議室、掲示板等）



（各様式は当協会 HP よりダウンロード出来ます。）

～足場からの墜落防止対策を強化！！～
労働安全衛生規則の一部改正の概要 【平成27年7月1日施行】

足場からの墜落・転落災害の防止対策については、平成21年6月に労働安全衛生規則が改正され、足場等の墜落防止措置等の強化を図ってきたが、未だに足場等からの墜落災害の発生をみており、さらに墜落防止対策の強化を図る必要があるとして改正されたものである。

1. 足場の組立て、解体または変更の作業に係る特別教育の追加
2. 足場の作業床に係る墜落防止措置の充実
（作業床の幅40cm以上等に加え、床材と建地とのすき間12cm未満とすること等）
3. 足場の組立て解体又は変更の作業に係る墜落災害防止措置等の充実
（対象が従来5m以上の構造の足場であったのを高さ2m以上まで拡大し、安全带取り付け設備の設置と安全带の使用を加えたこと等）
4. 鋼管足場に係る規定の見直し
（建地の下端に作用する設計荷重が最大使用荷重を超えないときは、鋼管を2本組とすることを要しないとしたこと）
5. 注文者が行う点検義務の充実
（強風等の悪天候後等に加えて、足場の組立て等後足場における作業開始前点検を実施すること）

【お問い合わせ先】 建設業労働災害防止協会埼玉県支部

TEL 048-862-2542

HP <http://members.jcom.home.ne.jp/kensaibou-saitama/>

○埼玉県電気工事工業組合 第4回工業高校生「太陽光発電設置講習」の 開催を支援

埼玉県電気工事工業組合（沼尻芳治理事長）は、昨年度に続き2月16日（月）、さいたま市、さいたま商工会議所からの依頼を受け、「地域技術人材育成・高度化支援事業」として市内の工業高校生を対象にした「太陽光発電設置講習」を埼玉電気会館での開催を支援し、県立浦和工業高校17名、県立大宮工業高校8名の生徒が受講した。

生徒は、学科で①市場の動向②助成制度③太陽光発電システムの基礎知識④施工時の注意点などについて学んだ。続いて実技では、埼玉電気会館1階にある実技訓練施設に移動。学科で学んだことに留意して模擬屋根に登り、太陽光発電設備の据付実習に取り組んだ。

当日は、清水勇人市長が視察に訪れ、生徒の実習風景を見学した。

講習の締めくくりとして、今回の講習における習熟度の確認のためアンケート調査を実施。その結果、多くの生徒が理解を深めており、生徒にとって貴重な体験学習となった。

なお、この「地域技術人材育成事業」は、さいたま市とさいたま商工会議所が、市内の各企業と工業高校との連携により、市内のものづくり企業における後継者不足の解消や優秀な人材の確保を目的とすると共に現在の実際の現場レベルの技術を体験することで、生徒の意識向上につながり、即戦力となり得る人材育成を図るため積極的に推進している。



講習風景

○一般社団法人埼玉県測量設計業協会 知事及び県警本部長と防犯協定を締結

一般社団法人埼玉県測量設計業協会は、平成27年2月2日、埼玉県知事及び埼玉県警察本部長と「埼玉県防犯のまちづくりに関する協定書」を知事公館において締結いたしました。

これは、埼玉県内における子どもや女性、高齢者等を犯罪被害から守るとともに、多発している街頭犯罪や進入盗などの犯罪を防止するため、3者が連携して防犯のまちづくりを効果的に推進し、もって安全で安心な県民生活の実現を図ることを目的とするものであります。

当日、知事から「本日を機に、犯罪を見つけた時は、警察に速やかに連絡いただき、防犯のまちづくりにご協力してほしい」と、また、本部長からは「警察官の能力は高いが、県民1人当たりの警官数はまだ少ない。ご協力を願いたい」と、それぞれご挨拶がありました。

当協会といたしましては、会員一丸となって協力して行きたいと存じます。



○一般財団法人埼玉県建築安全協会

常務理事 大木敏嗣

私の趣味

学生時代に、当時終焉が近づいていた蒸気機関車（SL）の撮影にハマりましたが、卒業して会社勤めになったことや、SL自体が一旦は姿を消したことなどで、長い間縁が切れていました。

各地でSLの復活が始まり、また、時間にも少し余裕が出来るようになってきて、再び「焼け木杭に火」が着き、国内はもとより中国やアメリカ、ドイツにまで足を延ばすようになってきています。

しかし、一番似合っていると思うのは、やはり日本の四季を感じる風景の中を走る姿です。そんなシーンの中からご紹介します。



○一般財団法人埼玉県電業協会

埼玉県建設業担い手育成事業として「フォローアップ研修」を開催

当協会では、去る平成27年2月18・19日吉見町で、2月25・26日さいたま市で、「フォロー

アップ講習会」を行いました。

これは、埼玉県の委託事業として、業界での担い手を育成し、離職率を減らすのが目的です。入社1年目の方から中堅技術者の方々が集まり、電気設備業としてのリーダーシップを育てるためにディスカッションを中心としたセミナーを1日半、安全及び電気管理技術についての技術講義を半日、また、懇談会では職場での問題解決方法などのお話しを中心に、実践に即した対処方法などを学びました。

フォローアップ研修の國實講師から、次々と質問され、そのスピードに徐々に慣れていく受講者の姿をみていると短時間でも変化が見て取れるようでした。最後に、「ここで得られたものは何か、また、それをどう行動していくか」という質問にテキパキと答えていました。

懇談会では、開会挨拶・1日目の感想などをその場での割振りであったにもかかわらず、指名された受講者はしっかり対応していました。2日目の午後は、技術管理について、必要な安全対策を含めて学びました。

最後に、「わずか2日間の研修ではありましたが、各自の意識の改革は会社へ持ち帰り、会社での良い変化に貢献していただくように」との委員長の挨拶の後、修了証書をうけとり、閉校式を終えました。



女性からの一言

須永 寛子 (すなが ひろこ)

埼玉県荒川左岸北部下水道事務所

工務・修繕担当 担当課長

埼玉県では現在50名を超える土木系女性職員がそれぞれの職場で働いています。「ドボジョの会」でもよかったです。が、「土木」の読み方を可愛らしくひらがなに変わって「つちときの会」という名前にして毎年情報交換を行っています。土木で女性というと、一昔前はめずらしい存在だったかもしれませんが、力仕事は別にしても、調整を多く必要とする施工管理のような業務に女性は向いているのではないかと感じています。

私の現在の仕事の内容は、下水道施設の工事の設計積算、現場施工管理等です。下水道の施設は、通常は目立たない存在ですが、下水の管渠や処理施設が壊れるようなことが起これば、たちまち、日常生活が成り立たなくなる重要なインフラです。県では、下水道施設の耐震補強工事や修繕工事を計画的に実施しているところです。それぞれの現場では流れてくる汚水を完全にためて施工することはできないため、かなり難しく危険な工事となり、施工する建設会社や運転管理をする下水道公社と日々調整を図りながら進めています。

下水道にかかわらず道路や河川でも、建設業に携わっている私たち一人一人の頑張りが、県民や市民の日常生活を支えているのですから誇りをもって仕事に取り組みましょう。



飯塚 英子 (いづか ひでこ)

株式会社 飯塚建設 勤務

一級土木施工管理技士



このたび平成二十六年度埼玉県県土づくり優秀代理人等表彰を埼玉県荒川左岸北部下水道事務所様より頂きました。この工事は水管橋歩廊修繕という河川上での作業でした。ご指導頂きました監督員の皆様をはじめ工事に携わって頂いた方々のお陰です感謝申し上げます。

この仕事にかかわる事になりいつの間にか三十年も過ぎていたことに驚いております。最近では、担当いただく監督員の方にも女性が増え頼もしく、嬉しく思っています。

これからも女性としての目線を大切に仕事に誇りを持って取組み、次世代にバトンを渡せるよう努力して参ります。

皆様には今後とも、ご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。ありがとうございました。

飯島 敦子 (いじま あつこ)

飯島電器工事株式会社



11年前、主人と先代である実父を1年で2人亡くしたことがきっかけで、代表になりました。

電気のことなど全くわからず、とても不安でしたが、20代の時から10年毎に色々変化があったので、これからも私に課せられた運命と思い、また10年頑張ろうと思いました。でも、私に何ができるのか?…「皆が働きやすい環境」「何でも話し合いができる環境」これを整え

ることならできないのではないか、

そして常に皆と話しあっているうちに気がついたこと、それは女性目線、男性目線、そして社会の一員としての人目線、それぞれの観点が微妙に違いこれらをうまく取り入れることによって「良い環境」「良い人間関係」の中で仕事ができたと感じます。

11年前、訳もわからず引き継いだ会社ですが、今では社員みんなとられるこの会社が一番居心地の良い場所です。



伊藤 美都希 (いとう みづき)

株式会社 八廣園

経験年数：4年

・建設産業への入職へのきっかけ

私は昔から体を動かすこと、自然を相手にすることが好きで、自然や植物に関わる仕事に就きたいなと思い続けてきました。新潟市にある日本自然環境専門学校で環境のしくみ等を学び、庭園づくり等にもふれて興味を持ちました。

・現在の仕事内容

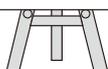
主な仕事は樹木剪定作業です。都内千代田区内の街路樹剪定や、ツリークライミング専用の器具を使って20m以上の木に登り支障枝等の剪定をしています。危険で大変な作業ですが、毎日やりがいを感じています。

苦勞する点は、やはり男性と同じ作業をするのが難しいことです。自分なりのやり方で工夫しながら男性と差がでないように頑張っています。

・これからの目標

もっと自分の技術を磨いて必要とされる造園職人を目指していきたいと思っています。

編集後記



担い手育成確保対策元年

新しい年度がスタートしました。改正建設業法においては、建設業団体の責務として「建設工事の担い手育成・確保に向けた取り組み」が盛り込まれています。国においてはこれを踏まえて支援事業を予定しており、各団体の取り組みが注目されます。「担い手の育成は待ったなし」の状況にあり、情報を共有し協力しあって推し進めてまいりましょう。

広報委員長

建設産業において、女性の活躍支援・推進への取り組みが求められております。私の会社では、育児介護休業法の規定を上回る支援を充実させ、各種会議に女性が出席し、女性の意見を取り入れる。現場の安全パトロールに女性社員を同行し、女性の目線で意見・指摘をする。現場のイメージアップ活動は、事務職の女性をリーダーとして企画運営する。など、男女を問わず、生き活きと働ける職場づくりに取り組んでおります。

今後は、次世代の女性管理職を育成するとともに、建設現場で働く意欲のある女性を積極的に採用していきます。

広報副委員長

建産連ニュース第 144 号
平成 27 年 4 月 13 日発行
発行 一般社団法人埼玉県建設産業団体連合会
企画・編集 広報委員会
〒336-8515 さいたま市南区鹿手袋 4-1-7
TEL：048-866-4301
FAX：048-866-9111
URL：<http://www.sfcc.or.jp>

一般社団法人 埼玉県建設産業団体連合会 会員名簿（順不同）

〒336-8515 さいたま市南区鹿手袋4-1-7建産連会館1階
 一般社団法人 埼玉県建設産業団体連合会
 会 長 古郡 一成

電 話 048-866-4301
 F A X 048-866-9111

（平成26年 6月 3日現在）

構成団体名	代表者	所在地	〒	電話番号	F A X
一般社団法人 埼玉県建設業協会	会 長 真下 恵司	さいたま市南区鹿手袋4-1-7	336-0031	048(861)5111	048(861)5376
一般社団法人 埼玉県電業協会	会 長 島村 光正	〃	〃	048(864)0385	048(864)0327
一般社団法人 埼玉県造園業協会	会 長 北田 功	〃	〃	048(864)6921	048(861)9641
東日本建設業保証株式会社埼玉支店	支店長 関 司	さいたま市浦和区高砂4-3-15 K・Sビル5階	330-0063	048(861)8885	0120(027)336
埼玉県電気工事工業組合	理事長 沼尻 芳治	さいたま市北区植竹町1-820-6埼玉電気会館2階	331-0813	048(663)0242	048(663)0298
一般社団法人 埼玉県空調衛生設備協会	会 長 大原 萬彌	さいたま市中央区下落合4-8-10	338-0002	048(855)4111	048(853)0676
一般社団法人 日本塗装工業会埼玉県支部	支部長 中村 憲一	さいたま市南区鹿手袋4-1-7	336-0031	048(866)4381	048(866)4382
埼玉県型枠工事業協会	会 長 白戸 修	〃	〃	048(862)9258	048(862)9275
一般社団法人 埼玉建築士会	会 長 高橋 庫治	〃	〃	048(861)8221	048(864)8706
一般社団法人 埼玉県建築士事務所協会	会 長 宮原 克平	〃	〃	048(864)9313	048(864)9381
一般社団法人 埼玉建築設計監理協会	会 長 桑子 喬	〃	〃	048(861)2304	048(863)2495
一般社団法人 埼玉県測量設計業協会	会 長 坂本 克巳	〃	〃	048(866)1773	048(864)3055
建設業労働災害防止協会埼玉県支部	支部長 真下 恵司	〃	〃	048(862)2542	048(862)9764
埼玉県コンクリート製品協同組合	理事長 日下 鏑二	上尾市本町1-5-20	362-0014	048(773)8171	048(773)8175
埼玉県下水道施設維持管理協会	会 長 澤田 正彦	さいたま市大宮区三橋2-402株式会社トーニチ内	330-0856	048(644)7417	048(644)7418
埼玉県環境安全施設協会	会 長 小川 裕児	さいたま市北区吉野町1-394	331-0045	048(795)9516	048(795)9517
一般財団法人 埼玉県建築安全協会	理事長 高岡 敏夫	さいたま市南区鹿手袋4-1-7	336-0031	048(865)0391	048(845)6720
埼玉県総合建設業協同組合	理事長 島田 松夫	〃	〃	048(864)2811	048(864)2812
埼玉県建設業健康保険組合	理事長 星野 博之	〃	〃	048(864)9731	048(838)9490
埼玉県建設業厚生年金基金	理事長 古郡 一成	〃	〃	048(866)4331	048(866)4322
埼玉県地質調査業協会	会 長 安部 有司	〃	〃	048(862)8221	048(866)6067
埼玉県生コンクリート工業組合	理事長 関根 睦己	さいたま市南区南浦和3-17-5	336-0017	048(882)7993	048(883)3500
一般社団法人 埼玉県設備設計事務所協会	会 長 金子 和巳	さいたま市浦和区高砂3-10-4	330-0063	048(864)1429	048(866)5385
埼玉アスファルト合材協会	理事長 島村 健	さいたま市南区鹿手袋4-1-7	336-0031	048(838)5636	048(816)9415

賛助会員

さいたま市建設業協会	会 長 斎藤 恵介	さいたま市南区鹿手袋4-1-7	336-0031	048(863)3203	048(863)1794
特定非営利活動法人 埼玉県建設発生土リサイクル協会	理事長 戸高 康之	さいたま市南区鹿手袋4-1-7	336-0031	048(839)2900	048(839)2901

埼玉建産連研修センター 研修・会議にご利用ください



【所在地】さいたま市南区鹿手袋4-1-7

【電話】048-861-4311

【ホームページ】<http://www.sfcc.or.jp/>

【メール】k-center@sfcc.or.jp

【会館時間】午前9時～午後5時(月～金)

※どなたでもご利用いただけます

武蔵浦和駅東口から花と緑の散歩道(遊歩道)を歩き、約10分で到着します。

埼玉建産連研修センター簡易料金表

会議室名称		料金区分		午前	午後	全日
		最大収容人員		9:00~12:00	13:00~17:00	9:00~17:00
3階	多目的 大ホール	椅子席のみ	390人	¥41,500	¥46,500	¥62,500
		机席 3人掛 (2人掛)	270人 180人			
2階	201会議室	机席 3人掛	90人	¥15,500	¥17,500	¥23,000
	202会議室	机席 3人掛	45人	¥8,000	¥9,000	¥12,500
	203会議室	机席 3人掛	45人	¥8,000	¥9,000	¥12,500
	204会議室	コの字 3人掛	15人	¥3,500	¥4,000	¥5,500
	205会議室	一枚机	12人	¥3,500	¥4,000	¥5,500
	和室 1		20人	¥6,500	¥7,500	¥10,000
	和室 2		16人	¥2,000	¥2,000	¥2,000
1階	101会議室	机席 3人掛	100人	¥17,500	¥19,500	¥25,500
	102会議室	コの字 3人掛	15人	¥3,500	¥4,000	¥5,500
	103会議室	口の字固定	24人	¥11,000	¥12,500	¥16,000

『建産連ニュース』データ版ご利用の際のご注意

建産連ニュースのデータ版については、以下の事項をご了解の上、ご利用いただきますようお願い申し上げます。また、当ファイルを閲覧・ダウンロードされる際には、この条項にご了解いただいたものとみなします。

(1) 著作権について

『建産連ニュース』の著作権は、一般社団法人埼玉県建設産業団体連合会に帰属します。無断での転用・転載を禁じます。

(2) 免責事項

『建産連ニュース』内掲載の記事・広告は、発行当時のものであり、現在の状況とは差違が生じている部分がございますので、ご注意ください。

なお、記載内容に関連し、ご利用者の故意・錯誤により生じたいかなる損害についても、一切の責任を負いかねます。

(3) 配布について

この『建産連ニュース』データ版は、無料で配布しておりますが、著作権者の許可無くしての二次利用・再配布を禁止いたします。

なお、本ページは著作者情報となります。このページを削除することを禁じます。

(4) お問い合わせ

その他、記事内容・ご利用方法について、疑問・質問等がございましたら、下記の当連合会事務局までお問い合わせください。

○お問い合わせ

一般社団法人埼玉県建設産業団体連合会
事務局

電話 048-866-4301

E-mail somu@sfcc.or.jp

URL <http://www.sfcc.or.jp/>

平成24年4月